

埼玉県報



埼玉県発行

目次

本号で公布された条例のあらまし

○本号で公布された条例のあらまし 二

条例

○知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (地域政策課) 四

○久喜市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例 () 九

○埼玉県立大学条例を廃止する等の条例 (保健医療政策課) 一〇
○公立大学法人埼玉県立大学に係る重要な財産を定める条例 () 一三

○公立大学法人埼玉県立大学への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例 () 一四

○埼玉県医療施設耐震化基金条例 (医療整備課) 一四

○埼玉県地域医療再生基金条例 () 一四

○上尾都市計画事業伊奈特定土地 () 一四

区画整理事業施行規程の一部を改正する条例 (市街地整備課) 一五

○埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例 (下水道課) 一五

○埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 () 一七

規則

○埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 二〇

○墓地、埋葬等に関する法律施行細則を廃止する規則 (生活衛生課) 二四

○産業褒状授与規則を廃止する規則 (産業労働政策課) 二四

管理規程

○埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程 (公営企業・総務課) 二四

○埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程 (経営管理課) 二五

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 (県央振興) 二六

○ (川越比企振興) 二六

○ (利根振興) 二七

○Googleの購入に関する落札者の公示 (入札執行課) 二七

○陰圧テントの購入に関する落札者の公示 () 二八

○埼玉県伊豆潮風館送迎バスの購入に関する落札者の公示 () 二八

○県立学校教職員用コンピュータの購入に関する落札者の公示 () 二八

○県立学校クラス用コンピュータ等の購入に関する落札者の公示 () 二八

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 (NPO活動推進課) 二八

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定の一部解除 (水環境課) 二九

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課) 三〇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課) 三〇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による指定介護機関の廃止の届出 () 三五

○大規模小売店舗の新設に関する告示 (商業支援課) 三七

○ヨーネ病患畜の発生 (畜産安全課) 三七

○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課) 三八

○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 三八

○和光北インター地域土地地区画整

による指定医療機関の変更の届出 (社会福祉課) 三一

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による指定介護機関の変更の届出 () 三五

理組合の設立認可

(市街地整備課)

三八

○荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分分業務委託その2の落札者に関する公示

(荒川左岸南部下水道事務所)

三八

○荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その3の落札者に関する公示

(荒川右岸下水道事務所)

三八

○荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その4の落札者に関する公示

(中川下水道事務所)

三九

○中川流域下水道ばいじん処分業務委託その3の落札者に関する公示

(中川下水道事務所)

三九

○中川流域下水道ばいじん処分業務委託その4の落札者に関する公示

(北本県土)

三九

○県道鴻巣桶川さいたま線の区域の変更

(飯能県土)

四〇

○県道深谷寄居線の区域変更

(熊谷県土)

四〇

○県道花園本庄線の区域変更

(川越建築安全センター)

四一

○開発行為に関する工事の完了公告

(川越建築安全センター)

四一

○開発行為に関する工事の完了公告

(越谷建築安全センター)

四二

○開発行為に関する工事の完了公告

(教委・総務課)

四二

○埼玉県教育委員会定例会の招集

(選管委)

四二

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨

(政治資金規正法に基づく政治団体)

四四

○政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書

(政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書)

四八

本号で公布された
条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第六十二号)(地域政策課)

一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を

市町村が処理することとし、並びに加

須市及び久喜市の設置に伴う規定の整備等をするための改正

備等をするための改正

二 内容

(一) 新たに移譲を行う事務(二事務)

(二) 処理する市町村が拡大する事務(四十八事務)

(三) 加須市及び久喜市の設置に伴う規定の整備

(四) 法改正に伴う規定の整備等

(五) 墓地、埋葬等に関する法律施行条例の廃止

三 施行期日
平成二十二年四月一日

ただし、(三)については平成二十二年三月二十三日、(四)の一部については公布の日又は平成二十二年一月一日

久喜市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例(埼玉県条例第六十三号)(地域政策課)

一 趣旨

久喜市の設置に伴い、関係条例を整備するための条例の制定

二 内容
関係七条例について、所管区域等からの町名の削除及び所在地の表示の変更をするための規定の整備

三 施行期日
平成二十二年三月二十三日

埼玉県立大学条例を廃止する等の条例(埼玉県条例第六十四号)(保健医療政策課)

一 趣旨

公立大学法人埼玉県立大学の設立に伴い、関係十三条例について埼玉県立大学に係る規定を削る等の改正をするために規定を整備する。

二 内容
埼玉県立大学条例を廃止するとともに、関係十三条例について埼玉県立大学に係る規定を削る等の改正をするために規定を整備する。

三 施行期日
平成二十二年四月一日

公立大学法人埼玉県立大学の設立に伴い、地方独立行政法人法第四十四条第一項に基づく重要な財産を定める条例を制定する。

一 趣旨
公立大学法人埼玉県立大学の設立に伴い、地方独立行政法人法第四十四条第一項に基づく重要な財産を定める条例を制定する。

二 内容
(一) 重要な財産の種類
不動産
不動産の信託の受益権

(二) 重要な財産とする基準金額
予定価格七千万円以上

三 施行期日
平成二十二年四月一日

重要な財産とする基準金額
予定価格七千万円以上

施行期日
平成二十二年四月一日

重要な財産とする基準金額
予定価格七千万円以上

施行期日
平成二十二年四月一日

重要な財産とする基準金額
予定価格七千万円以上

公立大学法人埼玉県立大学への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例(埼玉県条例第六十六号)(保健医療政策課)

一 趣旨

公立大学法人埼玉県立大学の設立に伴い、県から法人に引き継がれる職員の範囲を定めるため、地方独立行政法人法第五十九条第二項に基づき、その範囲となる内部組織を定める条例を制定する。

二 内容

引継ぎの対象となる内部組織は「埼玉県立大学条例を廃止する等の条例」による廃止前の「埼玉県立大学条例」第一条の埼玉県立大学とする。

三 施行期日

平成二十二年四月一日

埼玉県医療施設耐震化基金条例(埼玉県条例第六十七号)(医療整備課)

一 趣旨

災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療施設の耐震化を図るために実施する事業の推進に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するための条例の制定

二 内容

埼玉県医療施設耐震化基金の管理に

関し必要な事項を規定する。

三 施行期日

公布の日

埼玉県地域医療再生基金条例(埼玉県条例第六十八号)(医療整備課)

一 趣旨

地域医療に係る課題を解決するために県が策定する地域医療再生計画に基づく事業の推進に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するための条例の制定

二 内容

埼玉県地域医療再生基金の管理に関し必要な事項を規定する。

三 施行期日

公布の日

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例(埼玉県条例第六十九号)(市街地整備課)

一 趣旨

伊奈地区における県施行の土地区画整理事業の基盤整備完了に伴う清算業務について、清算金を分割徴収する場合の利子の利率を定め、並びに延滞金の切り捨て額を改定するための条例の改正

二 内容

改正

(一) 清算金を分割徴収する場合の利子の利率について
利率は、換地処分公告の日の翌日における財政融資資金の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付の利率とする。(当該利率が年六%を超えるときは年六%)

① 貸付期間が五年以内であること。
② 償還方法が満期一括償還であること。

(二) 延滞金の全額切り捨て額について
延滞金の全額切り捨て額を、五百円未満から千円未満に改正する。

三 施行期日
公布の日

埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例(埼玉県条例第七十号)(下水道課)

一 趣旨

流域下水道事業に地方公営企業法の全部を適用し、下水道事業管理者及び下水道局の設置ほか、同事業の設置等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

二 内容

(一) 流域下水道事業の設置等
流域下水道事業を設置し、同事業に地方公営企業法の全部を適用する
(二) 実施事業

県内の八流域下水道(荒川左岸南部、荒川左岸北部、荒川右岸、中川、古利根川、荒川上流、市野川、利根川右岸)の設置、改築、修繕、維持その他の管理

(三) 組織

下水道事業管理者の事務を処理させるため下水道局を設置する

(四) 重要な資産の取得及び処分
予定価格が七千万円以上の不動産、動産等の買入れ又は譲渡

(五) 議会の同意を要する事項
職員の賠償責任(賠償額が十万元以上である場合)の免除

(六) 議会の議決を要する事項
負担付きの寄附又は贈与(七千万円以上のもの)の受領等

(七) 業務状況の公表

三 施行期日等

(一) 施行期日

平成二十二年四月一日

(二) 本条例の制定に伴い影響のある条例の整備

ア 埼玉県流域下水道事業特別会計条例
イ 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例外五条例の一部改正

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(埼玉県条例第七十一号)(下水道課)

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(埼玉県条例第七十一号)(下水道課)

一 趣旨

流域下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、流域下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準を定めるため、本条例を制定するものである。

二 内容

(一) 給与の種類

地方公営企業法第三十八条第四項の規定に基づき、給与の種類を「給料」及び「手当」とする。

(二) 給与の基準

ア 給料については、職員の職務の種類に応じて給料表を作成し、その給料表は職務の内容と責任に応

じるもの、かつ、職員の發揮した能力が十分に考慮されるものでなければならぬなど基本原則を規定する。

イ 手当については、その種類ごとの手当の性格、支給事由、支給対象等の原則的な基準を規定する。

三 施行期日等

(一) 施行期日

平成二十二年四月一日

(二) 本条例の制定に伴い影響のある条例の整備

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第六十二号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二十二項事務の欄1中「指示」の下に「(法第十四条第一項に規定する製造業者等であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の市町村の区域内のみにあるもの(4から6までにおいて「特定製造業者等」という。))に係るものに限る。」を加え、同欄4中「第二十一条第二項」を「第二十一条

の第二項」に、「及び措置」を「(特定製造業者等に係るものに限る。)」に改め、同欄4を同欄6とし、同欄3中「第二十一条第一項第二号」を「第二十一

条の第二項」に、「受理」を「受付(特定製造業者等に係るものに限る。)」に改め、同欄3を同欄5とし、同欄2中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改め、「立入検査」の下に「(特定製造業者等に係るものに限る。)」を加え、同欄2を同欄4とし、同欄1の次に次のように加える。

2 法第十九条の第十四第四項の規定による命令(1の指示に係るものに限る。)

3 法第十九条の十四の二の規定による公表(1及び2の事務に係るものに限る。)

別表第二十三項第一号事務の欄1中「及び第二項並びに」を「若しくは第二項又は」に改め、「規定により」の下に「市町村に」を加える。

別表第三十二項事務の欄1中「第二十条第一項」を「第三項並びに第十八条第一項」に改め、同欄14中「第八十三条の二」を「第五十一条第一項」に、「3及び6」を「6及び11」に改め、同欄14を同欄21とし、同欄13中「第八十三条」を「第五十条」に、「12まで及び14」を「19まで及び21から24まで」に改め、同欄13を同欄20とし、同欄12中「第八十二条第五項」を「第四十九条第五項」

に、「10」を「17」に改め、同欄12を同欄19とし、同欄11中「第八十二条第三項」を「第四十九条第三項」に、「10」を「17」に改め、同欄11を同欄18とし、同欄10中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に、「3、6及び14」を「6、9、11、14、21及び23」に改め、同欄10を同欄17とし、同欄9中「第二十条第三項」を「第十八条第三項」に改め、同欄9を同欄16とし、同欄8中「6」を「11」に改め、同欄8を同欄13とし、その次に次のように加える。

14 法第五条第四項の規定による協議(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)

15 法第五条第五項において準用する法第四条第三項の規定による意見の聴取(14の協議に係るものに限る。)

別表第三十二項事務の欄7中「第三条第三項」を「第三条第五項」に、「6」を「11」に改め、同欄7を同欄12とし、同欄中6を11とし、同欄5中「3」を「6」に改め、同欄5を同欄8とし、その次に次のように加える。

9 法第四条第五項の規定による協議(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)

10 法第四条第六項において準用する同条第三項の規定による意見の聴取(9の協議に係るものに限る。)

別表第三十二項事務の欄4中「3」を「6」に改め、同欄4を同欄7とし、同欄中3を6とし、同欄2中「第三条第三項及び第二十条第四項」を「第三条第五項及び第六項並びに第十八条第四項」に改め、同欄2を同欄3とし、その次に次のように加える。

4 法第三条の二第二項の規定による勧告
5 法第三条の二第二項の規定による許可の取消し

別表第三十二項事務の欄1の次に次のように加える。

2 法第三条第四項の規定による通知

別表第三十二項事務の欄に次のように加える。

22 法第五十一条第二項の規定による命令書の交付（21の事務に係るものに限る。）
23 法第五十一条第三項の規定による措置及び公告（21の事務に係るものに限る。）

24 法第五十一条第四項の規定による費用の徴収（23の措置に係るものに限る。）
別表第三十三項第一号事務の欄中13を15とし、8から12までを10から14までとし、7の次に次のように加える。

8 法第四十八条の二第三項の規定による調査の受託

9 法第四十八条の二第四項の規定による意見の申出

別表第三十三項第二号事務の欄中13を15とし、8から12までを10から14までとし、7の次に次のように加える。

8 法第四十八条の二第三項の規定による調査の受託

9 法第四十八条の二第四項の規定による意見の申出

別表第三十七項第一号事務の欄中「第三十一条の二第二項第十五号ハ及び第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ハ及び第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」に改め、同項第五号事務の欄中「第三十一条の二第二項第十五号ハ及び第十六号ニ並びに第六十二条の三第四項第十五号ハ及び第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」に改める。

別表第五十一項事務の欄4中「第十九条第一項」を「第十九条第二項」に改める。

別表第六十五項第三号事務の欄17中「13」を「15」に改め、同欄17を同欄19とし、同欄中11から16までを13から18までとし、10の次に次のように加える。

11 法第四十八条の二第三項の規定による調査の受託

12 法第四十八条の二第四項の規定による意見の申出

別表第七十三項事務の欄4中「第四十二条第二項」を「第四十二条第三項」に改める。

別表第七十八項第五号事務の欄中12を14とし、11を13とし、10を12とし、9の次に次のように加える。

10 法第五十一条において準用する土地区画整理法第四十八条の二第三項の規定による調査の受託

11 法第五十一条において準用する土地区画整理法第四十八条の二第四項の規定による意見の申出

別表第八十五項第一号事務の欄3中「第七十条第四項」を「第七十条第五項」に、「第一百十五条の十」を「第一百十五条の十一」に改め、同欄4中「第一百十五条の十」を「第一百十五条の十二」に改め、同欄6中「第一百十五条の七第一項」を「第一百十五条の八第一項」に改め、同欄7中「第一百十五条の七第二項」を「第一百十五条の八第二項」に改め、同欄8中「第一百十五条の七第三項」を「第一百十五条の八第三項」に改め、同欄9中「第一百十五条の七第四項及び第一百十五条の九」を「第一百十五条の八第四項及び第一百十五条の十」に改め、同欄10中「第一百十五条の七第五項及び第一百十五条の八第二項」を「第一百十五条の八第五項及び第一百十五条の九第二項」に改め、同欄11中「第一百十五条の八第一項」を「第一百十五条の九第一項」に改め、同欄13中「第一百十五条の二十九第六項」を「第一百十五条の三十五第六項」に改め、同欄第二号事務の欄4中「第八条の二第二項、第九条」を「第九条第二項」に改め、同欄9中「第三百三条第四項」の下に「及び第四百四条の二」を加え、同欄10中「第一百十五条の二十九第六項」を「第一百十五条の三十五第六項」に改める。

別表第九十九項第一号事務の欄中「認定」の下に「（建築基準法第四条第一項若しくは第二項又は第九十七条の二第二項の規定により市町村に置かれる建築主事の確認の対象となる建築物に係るものに限る。）」を加え、同項第二号市町村の欄中「前号の」を「上欄に掲げる事務で前号の事務の欄に掲げる事務に係る書類に係るものについては、同欄に対応する」に改める。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正

する。

別表第九十二項第二号市町村の欄中「熊谷市、」を削る。

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄、同表第二項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄及び同表第五項市町村の欄中「、騎西町、北川辺町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第六項第三号市町村の欄中「、鷺宮町」を削る。

別表第七項第一号市町村の欄中「、騎西町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削り、同項第二号市町村の欄中「、騎西町、北川辺町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第十四項第一号市町村の欄中「、騎西町、北川辺町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第十五項第二号市町村の欄中「、鷺宮町」を削り、同項第三号市町村の欄中「、騎西町、北川辺町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第十八項市町村の欄中「、騎西町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第十九項市町村の欄中「、騎西町、北川辺町、大利根町、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第二十二項市町村の欄中「飯能市」の下に「、加須市」を加え、「、騎西町、北川辺町」及び「、鷺宮町」を削る。

別表第三十三項第一号市町村の欄中「、騎西町、北川辺町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削り、同項第四号市町村の欄中「、鷺宮町」を削り、同項第五号市町村の欄中「、騎西町、北川辺町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第三十八項市町村の欄及び同表第四十項市町村の欄中「、騎西町、北川辺町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第四十四項市町村の欄中「、騎西町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第四十五項市町村の欄中「、騎西町、北川辺町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第四十八項市町村の欄中「、騎西町」を削る。

別表第四十九項市町村の欄中「飯能市」の下に「、加須市」を加え、「、騎西町」を削る。

別表第五十一項市町村の欄中「、騎西町、北川辺町、大利根町」及び「、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第五十七項第二号市町村の欄中「、騎西町」及び「、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第六十四項第四号市町村の欄、同項第五号市町村の欄及び同項第六号市町村の欄中「、騎西町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削り、同項第七号市町村の欄及び同項第八号市町村の欄中「、騎西町、北川辺町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削り、同項第九号市町村の欄中「、北川辺町」を削る。

別表第六十五項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄、同項第五号市町村の欄、同項第六号市町村の欄及び同項第七号市町村の欄中「、騎西町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第七十二項市町村の欄中「飯能市」の下に「、加須市」を加え、「、騎西町、北川辺町」を削る。

別表第七十三項市町村の欄中「、騎西町、北川辺町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第七十五項市町村の欄中「秩父市」の下に「、加須市」を加え、「、騎西町」を削る。

別表第七十八項第一号市町村の欄中「、騎西町、北川辺町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削り、同項第二号市町村の欄中「、騎西町、大利根町」及び「、栗橋町、鷺宮町」を削り、同項第三号市町村の欄中「、騎西町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削り、同項第四号市町村の欄及び同項第五号市町村の欄中「、騎西町」を削り、同項第六号市町村の欄及び同項第七号市町村の欄中「、騎西町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第八十項第一号市町村の欄中「、騎西町、北川辺町、大利根町」及び「、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削り、同項第二号市町村の欄中「、騎西町、北川辺町、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第八十九項市町村の欄及び同表第九十項市町村の欄中「、騎西町」を削る。

別表第九十一項第三号市町村の欄及び同表第九十二項第一号市町村の欄中「、

騎西町、北川辺町、大利根町」及び「菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削る。
別表第九十三項第三号市町村の欄中「鷺宮町」を削る。

別表第九十五項市町村の欄中「騎西町、北川辺町、大利根町」及び「菖蒲町、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第九十七項市町村の欄中「所沢市」の下に「加須市」を加え、「騎西町、北川辺町、大利根町、栗橋町、鷺宮町」を削る。

別表第百三項第二号市町村の欄中「桶川市」の下に「久喜市」を加え、「騎西町」及び「菖蒲町」を削る。

別表第百六項第八号市町村の欄中「所沢市」の下に「加須市」を加え、「騎西町」を削る。

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「神川町」を「美里町、神川町、上里町」に改める。

別表第五項市町村の欄を次のように改める。

各市町村(さいたま市及び川越市を除く。)

別表第十四項第一号市町村の欄中「川島町」の下に「皆野町」を加える。

別表第十八項市町村の欄中「熊谷市」の下に「川口市」を加え、「上尾市」を「鴻巣市、上尾市、草加市」に改め、「鳩ヶ谷市」の下に「朝霞市」を加え、「毛呂山町」を「三芳町、毛呂山町、越生町」に改める。

別表第十九項市町村の欄中「熊谷市」を「川越市、熊谷市」に、「上尾市」を「鴻巣市、上尾市、草加市」に改め、「富士見市」の下に「三郷市」を加え、「毛呂山町」を「三芳町、毛呂山町、越生町」に改め、「寄居町」の下に「宮代町、白岡町」を加える。

別表第二十二項市町村の欄中「戸田市」の下に「入間市」を、「坂戸市」の下に「幸手市」を、「日高市」の下に「ふじみ野市」を加える。

別表第二十三項第二号市町村の欄中「川越市」の下に「熊谷市」を加える。

別表第三十三項第一号市町村の欄中「及び越谷市」を「越谷市、入間市、新座市及び三郷市」に改め、同項第二号市町村の欄中「上尾市」の下に「入間市、新座市、三郷市」を加える。

別表第三十七項第二号市町村の欄中「川越市」の下に「熊谷市」を加える。

別表第四十三項市町村の欄中「入間市」を「秩父市、入間市」に改める。
別表第四十六項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法に基づく事務のうち、法第八条の二第一項及び第二項の規定による報告に係る書類の受理、送付その他の行為

さいたま市

別表第四十九項市町村の欄中「川越市」の下に「熊谷市」を、「鴻巣市」の下に「深谷市」を、「戸田市」の下に「入間市」を、「吉川市」の下に「ふじみ野市」を、「滑川町」の下に「嵐山町」を、「吉見町」の下に「鳩山町」を、「小鹿野町」の下に「神川町、上里町」を加える。

別表第五十一項市町村の欄中「神川町」の下に「上里町」を加える。

別表第五十二項事務の欄中「昭和三十八年法律第百三十三号」の下に「この項において「法」という。」を加え、「同法第十四条」を「法第十四条」に改め、同項市町村の欄中「川口市」を「熊谷市、川口市」に改め、「春日部市」の下に「越谷市」を加え、同項を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの

さいたま市

1 法第二十九条第一項から第三項までの規定による届出の受理

2 法第二十九条第七項の規定による報告の徴収及び立入検査

3 法第二十九条第九項の規定による命令
4 法第二十九条第十項の規定による公示

別表第五十七項第二号市町村の欄中「草加市」の下に「戸田市」を、「鳩ヶ谷市」の下に「朝霞市」を、「越生町」の下に「滑川町」を、「川島町」の下に「吉見町」を加える。

別表第五十九項第一号市町村の欄中「川口市」を「熊谷市、川口市」に改める。

別表第六十四項第四号市町村の欄及び同項第五号市町村の欄中「ふじみ野市」の下に「滑川町」を加え、同項第六号市町村の欄中「越生町」の下に「滑川町」を加える。

別表第六十五項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄、同項第五号市町村の欄、同項第六号市町村の欄及び同項第七号市町村の欄中「越生町」の下に「

滑川町」を加える。

別表第七十三項市町村の欄を次のように改める。

各市町村

別表第七十四項市町村の欄中「ふじみ野市」の下に「嵐山町」を加える。

別表第七十五項市町村の欄中「秩父市」の下に「飯能市」を、「北本市」の下に「三郷市」を、「横瀬町」の下に「上里町、杉戸町」を加える。

別表第七十八項第二号市町村の欄中「越生町」の下に「滑川町」を加え、同項第四号市町村の欄中「戸田市」の下に「鳩ヶ谷市」を、「新座市」の下に「桶川市」を、「八潮市」の下に「蓮田市」を加え、同項第五号市町村の欄中「入間市」の下に「鳩ヶ谷市」を、「新座市」の下に「桶川市」を、「三郷市」の下に「蓮田市」を加える。

別表第八十項第二号市町村の欄中「秩父市」を「熊谷市、秩父市、飯能市」に改め、「日高市」の下に「ふじみ野市」を、「三芳町」の下に「嵐山町」を加える。

別表第八十二項市町村の欄中「上尾市」の下に「入間市」を加える。

別表第八十四項市町村の欄中「朝霞市」を「秩父市、鳩ヶ谷市、朝霞市」に、「久喜市」を「桶川市、久喜市、八潮市」に改める。

別表第八十五項第一号事務の欄中「掲げるもの」の下に「(介護老人保健施設に係るものを除く。)」を加え、同欄5中「及び第百十五條の五」を、「第百十五條の五並びに第百十五條の三十二第二項第一号、第三項及び第四項」に改め、同欄6中「及び第百十五條の八第一項」を、「第百十五條の八第一項及び第百十五條の三十四第一項」に改め、同欄7中「及び第百十五條の八第二項」を、「第百十五條の八第二項及び第百十五條の三十四第二項」に改め、同欄8中「及び第百十五條の八第三項」を、「第百十五條の八第三項及び第百十五條の三十四第三項」に改め、同欄9中「及び第百十五條の十」を、「第百十五條の十及び第百十五條の三十四第四項」に改め、同欄13を同欄15とし、同欄12の次に次のように加える。

13 法第百十五條の三十三第一項の規定による命令、出頭の要求及び立入検査
14 法第百十五條の三十四第五項の規定による通知

別表第八十五項第二号事務の欄中「もの」の下に「(介護老人保健施設に係るものに限る。)」を加え、11を14とし、10を11とし、その次に次のように加える。

る。

12 法第百十五條の三十三第一項の規定による命令、出頭の要求及び立入検査
13 法第百十五條の三十四第五項の規定による通知

別表第八十五項第二号事務の欄9中「及び第百四條の二」を、「第百四條の二及び第百十五條の三十四第四項」に改め、同欄9を同欄10とし、同欄8中「第百三條第二項」の下に「及び第百十五條の三十四第二項」を加え、同欄8を同欄9とし、同欄7中「第百三條第一項」の下に「及び第百十五條の三十四第一項」を加え、同欄7を同欄8とし、同欄6中「及び第百三條第三項」を、「第百三條第三項及び第百十五條の三十四第三項」に改め、同欄6を同欄7とし、同欄中5を6とし、同欄4中「並びに第百五條」を、「法第百五條」に改め、「第十五條第三項」の下に「並びに法第百十五條の三十二第二項第一号、第三項及び第四項」を加え、同欄4を同欄5とし、同欄中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第二十四條第一項及び第二項の規定による命令及び質問

別表第八十九項市町村の欄中「北本市」の下に「八潮市」を加える。

別表第九十二項第一号市町村の欄中「川島町」の下に「吉見町、鳩山町、ときがわ町」を、「東秩父村」の下に「美里町、神川町」を加える。

別表第九十項第一号市町村の欄中「川越市」の下に「熊谷市」を加える。

別表第九十九項を第百十項とし、第百八項を第百九項とし、第百七項を第百八項とする。

別表第九十六項第八号市町村の欄中「熊谷市」を「川越市、熊谷市」に改め、「所沢市」の下に「飯能市」を、「越生町」の下に「嵐山町、川島町、吉見町」を加え、同項を同表第百七項とする。

別表第九十五項第一号市町村の欄中「川越市」の下に「熊谷市」を加え、同項を同表第百六項とし、同表中第百四項を第百五項とし、第百三項を第百四項とし、第百二項の次に次の一項を加える。

103	埼玉県土採取条例(昭和四十九年埼玉県条例第六号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(一の市町村の区域に属する土採取場に係るものに限る。) <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">東松山市</div>
-----	---

<p>1 条例第三条第一項及び第七条第一項の規定による認可</p> <p>2 条例第三条第二項、第七条第二項及び第三項、第十一条並びに第十六条第二項の規定による届出の受理</p> <p>3 条例第九条及び第十条の規定による命令</p> <p>4 条例第十三条の規定による認可の取消し及び命令</p> <p>5 条例第十五条第一項の規定による条件の付与</p> <p>6 条例第十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>7 1から6までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	
---	--

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 平成二十二年一月一日
- 三 第三条の規定 平成二十二年三月二十三日

(墓地、埋葬等に関する法律施行条例の廃止)

2 墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成十一年埼玉県条例第六十五号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例(附則第一項第一号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。

以下同じ。)の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの処分、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町

村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

久喜市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。
平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十三号

久喜市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(埼玉県保健所条例及び埼玉県県税事務所設置条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「栗橋町」及び「鷲宮町」を削る。

- 一 埼玉県保健所条例(昭和二十五年埼玉県条例第四十二号)第一項の表埼玉県幸手保健所の項所管区域の欄
- 二 埼玉県県税事務所設置条例(昭和三十年埼玉県条例第四号)本則の表埼玉県春日部県税事務所項所管区域の欄

(埼玉県学校設置条例の一部改正)

第二条 埼玉県学校設置条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二号の表埼玉県立菖蒲高等学校の項中「南埼玉郡菖蒲町」を「久喜市」に改め、同表埼玉県立栗橋高等学校の項中「北葛飾郡栗橋町」を「久喜市」に改め、同表埼玉県立鷲宮高等学校の項中「北葛飾郡鷲宮町」を「久喜市」に改める。

(埼玉県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表給水対象の欄中「白岡町及び菖蒲町、北葛飾郡栗橋町、鷲宮町及び杉戸町」を「及び白岡町、北葛飾郡杉戸町」に改める。

(埼玉県流域下水道設置条例の一部改正)

第四条 埼玉県流域下水道設置条例(昭和四十九年埼玉県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二項の表古利根川流域下水道の項中「北埼玉郡大利根町、南埼玉郡菖蒲町並びに北葛飾郡栗橋町及び鷲宮町」を「及び北埼玉郡大利根町」に改める。

(埼玉県福祉保健総合センター設置条例の一部改正)

第五条 埼玉県福祉保健総合センター設置条例(平成十年埼玉県条例第六十二号)

の一部を次のように改正する。

第一条第三項の表埼玉県埼玉葛北福祉保健総合センターの項所管区域の欄中「栗橋町、鷲宮町、」を削る。

(埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例(平成二十一年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二号の表の改正規定中「南埼玉郡菖蒲町」及び「北葛飾郡栗橋町」を「久喜市」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年三月二十三日から施行する。

埼玉県立大学条例を廃止する等の条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第六十四号

埼玉県立大学条例を廃止する等の条例

(埼玉県立大学条例の廃止)

第一条 埼玉県立大学条例(平成十年埼玉県条例第六十五号)は、廃止する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「若しくは同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員若しくは第十一条の二第一項に規定する特定一般地方独立行政法人役員」に、「同条第七項」を「第八条第七項」に、「又は同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は第十一条の二第二項に規定する特定一般地方独立行政法人役員」に改め、同項第十九号を同項第二十一号とし、同項第十八号の次に次の二号を加える。

十九 第十一条の二第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間

二十 第十一条の二第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人

役員としての引き続きいた在職期間

第七条の四第二項中「第十九号」を「第二十一号」に改める。

第八条第五項ただし書中「基準をいう。」の下に「第十一条の二第一項を除き、」を加える。

第十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人で、退職手当の支給の基準(地方独立行政法人法第五十六条第一項において準用する同法第四十八条第二項に規定する基準をいう。)において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されず、引き続き当該一般地方独立行政法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めているものの役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条及び第二十二条第七項において「特定一般地方独立行政法人役員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第八条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人役員が、一般地方独立行政法人の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の第八条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 前二項の場合における特定一般地方独立行政法人役員としての在職期間については、第八条(第五項及び第六項を除く。)の規定を準用して計算するものとする。

第二十二条に次の一項を加える。

7 職員が第十一条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員となつた場合に

おいては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(埼玉県情報公開条例の一部改正)

第三条 埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「をいう」を「並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう」に改め、同条第二項中「実施機関の職員」の下に「(県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。)」を加える。

第十条第一号ハ中「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。」を削る。

第二十条中「が定める」を「又は県が設立した地方独立行政法人が定める」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第二十一条の二 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立てをすることができる。

第二十二条中「昭和三十七年法律第百六十号」を削る。

附則中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 県が設立した地方独立行政法人の成立前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為又は実施機関に対してされた請求その他の行為で、当該成立により当該地方独立行政法人に引き継がれる公文書に係るものは、当該成立後は、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

(埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第四条 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年埼玉県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県の機関」を「県の機関等」に改める。

第二条第三号中「県の機関」を「県の機関等」に、「又はこれらに置かれる機

関」を「若しくはこれらに置かれる機関又は県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号において同じ。)」に改め、同条第四号中「又は警察本部長」を「若しくは警察本部長又は県が設立した地方独立行政法人」に改め、同条第八号から第十一号までの規定中「県の機関」を「県の機関等」に改める。

第三条から第六条までの規定、第八条第一項及び第三項並びに第九条中「県の機関」を「県の機関等」に改める。

(埼玉県個人情報保護条例の一部改正)

第五条 埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十条の二」に改める。

第二条第一項中「をいう」を「並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう」に改め、同条第三項中「実施機関の職員」の下に「(県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。)」を加える。

第六条第二項第三号中「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)

第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削る。

第四章第四節中第四十一条の前に次の一条を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第四十条の二 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立てをすることができる。

第四十一条中「昭和三十七年法律第百六十号」を削る。

附則中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 県が設立した地方独立行政法人の成立前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為又は実施機関に対してされた請求その他の行為で、当該成立により当該地方独立行政法人に引き継がれる保有個人情報に係るものは、当該成立後は、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号を削り、同項第四号中「別表第四」を「別表第三」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「別表第五」を「別表第四」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項中「埼玉県立大学の学長(以下「学長」という。)の職にある職員を除く。」を削り、同条第四項を削る。

第四条第四項中「(学長の職にある職員を除く。)」を削り、同条第五項中「(学長の職にある職員が学長の職から他の職に移つた場合を含む。)」を削り、同条第六項中「(学長の職にある職員を除く。)」を削る。

第十六条の二第一項中「又は学長の職にある職員」を削り、同条第二項中「指定管理職員にあつては」及び「学長の職にある職員にあつては当該額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額」を削り、同項ただし書中「それぞれ」を削る。

第十九条第二項中「(学長の職にある職員を除く。)」を削り、「」にあつては「を」にあつては、「」に改め、「学長の職にある職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合には百分の八十五を乗じて得た額」を削り、同条第五項中「職員(学長の職にある職員を除く。)」及び「もの並びに学長の職にある」を削る。

第十九条の四第二項第一号を次のように改める。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十(特定幹部職員にあつては、百分の九十)を乗じて得た額の総額

第十九条の六中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

別表第三を削り、別表第四を別表第三とし、別表第五を別表第四とする。

(埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条

例の一部改正)

3 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和三十二年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「大学、」を削る。

第二条の二第二項中「県立の大学の学校医等については知事、その他の学校の学校医等については」を削り、「実施機関」を「教育委員会」に改め、同条第二項中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第四条第二項中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第五条ただし書中「規則(県立の大学以外の学校の学校医等にあつては、埼玉県教育委員会規則。以下同じ)」を「埼玉県教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という)に改める。

第五条の二第二項第二号及び第六条第二項中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第七条の二第一項中「規則」を「教育委員会規則」に改め、同項第三号中「実施機関」を「教育委員会」に改め、同条第二項第一号及び第三号中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第九条第一項第四号中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第十四条第三項及び第二十二条中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第二十三条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の表第三条第四項の項を削る。

第十九条の表第五条第四項の項を次のように改める。

第五条第四項	相当する額	相当する額に算出率を乗じて得た額
--------	-------	------------------

第二十条の表第四条第三項の項中「額と」を「額」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十六条の表第三条第四項の項を削り、同表第十九条の六第三項の項中「第十九条の六第三項」を「第十九条の六第二項」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれか」を「を加えた額」に改め、同項ただし書を削る。

第六条第一項中「給与条例」を「職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。次項並びに附則第二項第一号及び第二号において「給与条例」という。)」に改め、同条第二項中「及び第二項」を削り、「並びに第十九条の六第二項」を「及び第十九条の六第一項」に改め、「給与条例第十六条の第二項及び第十九条の六第二項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と」を削り、「百分の百六十五」の下に「」と、給与条例第十九条の六第一項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

6 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額(職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「給与条例」という。))別表第三大学職給料表の四級特号給の額未満の額に限る。」又は給与条例別表第三大学職給料表の四級特号給の額」を「を加えた額」に改める。

第五条第一項中「給与条例第三条」を「職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。次項において「給与条例」という。))第三条」に改め、同条第二項中「及び第二項」を削り、「並びに第十九条の六第二項」を「及び第十九条の六第一項」に改め、「給与条例第十六条の第二項及び第十九条の六第二項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と」を削り、「百分の百六十五」の下に「」と、給与条例第十九条の六第一項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

7 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則別表第四大学職給料表の項を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

8 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年埼玉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「並びに第十一条第一項から第三項まで」を「、第十一条第一項から第三項まで並びに第十一条の二第二項」に改め、「第十九号まで」の下に「及び第二十一号」を加える。

(埼玉県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

9 埼玉県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号口中「機関」の下に「(口に該当するものを除く。)」を加え、同号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

口 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年埼玉県条例第十一号)第二条第三号に掲げる県の機関等

第二条第九号中「平成十六年埼玉県条例第十一号」を削る。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

10 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年埼玉県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「埼玉県立大学の学長の職にある職員」を削る。

公立大学法人埼玉県立大学に係る重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第六十五号

公立大学法人埼玉県立大学に係る重要な財産を定める条例

公立大学法人埼玉県立大学に係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売却以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、

適正な見積価格)が七千万円以上の不動産(信託に係るものを除き、土地についてはその面積が一件二平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

公立大学法人埼玉県立大学への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第六十六号

公立大学法人埼玉県立大学への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例

公立大学法人埼玉県立大学に係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十九条第二項の条例で定める県の内部組織は、埼玉県立大学条例を廃止する等の条例(平成二十一年埼玉県条例第六十四号)第一条の規定による廃止前の埼玉県立大学条例(平成十年埼玉県条例第六十五号)第一条の埼玉県立大学とする。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

埼玉県医療施設耐震化基金条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第六十七号

埼玉県医療施設耐震化基金条例

(設置)

第一条 災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療施設の耐震化を図るために実施する事業の推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉県医療施設耐震化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療施設の耐震化を図るために実施する事業の推進に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

埼玉県地域医療再生基金条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第六十八号

埼玉県地域医療再生基金条例

(設置)

第一条 地域医療に係る課題を解決するために県が策定する地域医療再生計画に基づく事業の推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉県地域医療再生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予

算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、地域医療に係る課題を解決するために県が策定する地域医療再生計画に基づく事業の推進に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第六十九号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例(第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 令第六十一条第一項に規定する施行規程で定める率は、法第百三条第四項の規

定による換地処分の公告の日の翌日における財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融資資金をいう。)の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付けの利率(当該利率が年六パーセントを超えるときは、年六パーセント)とする。

一 貸付期間が五年以内であること。

二 償還方法が満期一括償還であること。

第二十七条第二項中「その納付の日」の下に「の翌日」を加え、同条第三項中「五百円」を「千円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第七十号

埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)の規定に基づき、県が経営する流域下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(流域下水道事業の設置等)

第二条 県は、良好な水環境の確保と県民の安全で快適な生活に資するため、流域下水道事業を設置する。

2 法第二条第三項及び地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号)第一条第二項の規定に基づき、流域下水道事業に法の規定の全部を適用する。

3 流域下水道事業として行う事業は、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第四号イに規定する流域下水道(第四条において「流域下水道」という。)の設置、改築、修繕、維持その他の管理とする。

(経営の基本方針)

第三条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(流域下水道の名称等)
 第四条 流域下水道の名称及び下水道法第六条第四号に規定する流域関連公共下水道の処理区域の存する市町は、次のとおりとする。

流域下水道の名称	流域関連公共下水道の処理区域の存する市町
荒川左岸南部流域下水道	さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市及び鳩ヶ谷市
荒川左岸北部流域下水道	熊谷市、行田市、鴻巣市、桶川市及び北本市
荒川右岸流域下水道	川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町並びに比企郡川島町及び吉見町
中川流域下水道	さいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町及び白岡町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町
古利根川流域下水道	久喜市及び北埼玉郡大利根町
荒川上流流域下水道	深谷市及び大里郡寄居町
市野川流域下水道	比企郡滑川町、嵐山町及び小川町
利根川右岸流域下水道	本庄市並びに児玉郡美里町、神川町及び上里町

(組織)
 第五条 法第十四条の規定に基づき、流域下水道事業の管理者(第九条において「下水道事業管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、下水道局を設置する。

(重要な資産の取得及び処分)

第六条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売却以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地につ

いては、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第七条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第八項の規定により、流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第八条 流域下水道事業の業務に関し、法第四十条第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が七千万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第九条 下水道事業管理者は、流域下水道事業に関し、法第四十条の二第一項の規定に基づき、毎事業年度、四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十月三十一日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに、それぞれ知事に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、十月三十一日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概要

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため下水道事業管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、下水道事業管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
 (埼玉県流域下水道事業特別会計条例及び埼玉県流域下水道設置条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 埼玉県流域下水道事業特別会計条例(昭和四十七年埼玉県条例第五十号)

二 埼玉県流域下水道設置条例(昭和四十九年埼玉県条例第五十五号)

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「病院事業管理者」の下に「下水道事業管理者」を加え、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 下水道事業管理者 月額 九十三万七千円

第二条第一項中「病院事業管理者」の下に「下水道事業管理者」を加える。

第四条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 下水道事業管理者 百分の三十四

第五条第一項中「又は病院事業管理者」を「病院事業管理者又は下水道事業管理者」に改める。

別表第二副知事、公営企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の項及び同表の備考二中「病院事業管理者」の下に「下水道事業管理者」を加える。

(埼玉県行政手続条例等の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「病院事業管理者」の下に「下水道事業管理者」を加える。

一 埼玉県行政手続条例(平成七年埼玉県条例第六十五号)第二条第五号

二 埼玉県子どもの権利擁護委員会条例(平成十四年埼玉県条例第二十四号)第二条第二項

三 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年埼玉県条例第十一号)第二条第三号及び第四号

(埼玉県情報公開条例の一部改正)

5 埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び病院事業管理者」を「病院事業管理者及び下水道事業管理者」に改める。

第二十条中「又は病院事業管理者」を「病院事業管理者若しくは下水道事業管理者」に改める。

(埼玉県個人情報保護条例の一部改正)

6 埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び病院事業管理者」を「病院事業管理者及び下水道事業管理者」に改める。

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第七十一号

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十八条第四項の規定に基づき、流域下水道事業に従事する企業職員(次条第一項及び第二十三条において「流域下水道事業企業職員」という。)の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第二条 流域下水道事業企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

(給料表)

第三条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 前項の給料表は、地方公営企業法第三十八条第二項及び第三項の規定の趣旨に従つて定めなければならない。

(管理職手当)

第四条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が指定する職にある職員(第十四条及び第十五条において「指定管理職員」という。)に対して支給する。

(初任給調整手当)

第五条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

(扶養手当)

第六条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主として当該職員の扶養を受けているものをいう。

- 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- 二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫
- 三 満六十歳以上の父母及び祖父母
- 四 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹
- 五 心身に著しい障害がある者

(地域手当)

第七条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で管理者が定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

(住居手当)

第八条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。次号において同じ。)を支払っている職員(管理者が指定する職員を除く。)

二 第十条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(管理者が指定する住宅を除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(通勤手当)

第九条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この号及び第三号において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(同号において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び同号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下この号及び次号において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び同号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

(単身赴任手当)

第十条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

(特殊勤務手当)

第十一条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

(時間外勤務手当)

第十二条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が別に定める週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。第十四条及び第二十五条第二項において同じ。）の振替により、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（管理者が別に定める時間を除く。）について時間外勤務手当を支給する。

（休日勤務手当）

第十三条 職員には、正規の勤務日が休日等に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当は、支給しない。

3 前二項の休日等とは、次に掲げる日をいう。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び年末年始の休日（十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日を除く。）をいう。）

二 前号に掲げる休日に代わる代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日

三 職員の正規の勤務時間の割振りの事情により、第一号によることが適当でない場合にあつては、管理者の指定する日

（管理職員特別勤務手当）

第十四条 管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、管理者が定める週休日又は前条第三項第一号及び第二号に掲げる日に勤務した指定管理職員に対して支給する。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第十五条 第十二条及び第十三条第二項の規定は、指定管理職員には、適用しない。

（期末手当）

第十六条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

（勤勉手当）

第十七条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日

を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

（特定任期付職員業績手当）

第十八条 特定任期付職員業績手当は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第七条第一項に規定する特定任期付職員（第二十五条において「特定任期付職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

（退職手当）

第十九条 退職手当は、勤続期間六箇月以上で退職した職員又は勤続期間六箇月未満で退職した職員で次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。

一 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した職員

二 負傷又は疾病によりその職に堪えず退職した職員

三 前二号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した職員

四 在職中に死亡した職員

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分を受けた者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）をした者

三 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十一条の規定に該当し退職させられた者

3 職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）第十二条、第十三条及び第十七条から第二十一条まで（同条第六項を除く。）の規定は、退職手当の支給について準用する。

（給与の減額）

第二十条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき管理者の承認のあった場合（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の規定に準じ管理者が定める組合休暇について承認のあった場合を除く。）を除

くほか、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)により、管理者の承認を受けて勤務しない場合は、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第二十一条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより、給与を支給することができる。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第二十二条 職員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定による管理者の承認を受けた場合は、その育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(臨時又は非常勤職員の給与)

第二十三条 流域下水道事業企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内において日額又は月額をもって給与を支給する。

(再任用職員等についての適用除外)

第二十四条 第五条、第六条、第八条、第十条及び第十九条の規定は、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員には適用しない。

2 第六条、第八条、第十条及び第十九条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された職員には適用しない。

(特定任期付職員についての適用除外等)

第二十五条 第四条から第六条まで、第八条、第十二条、第十三条第二項及び第十七条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 第十四条に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当は、特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、管理者が定める週休日又

は第十三条第三項第一号及び第二号に掲げる日において勤務した場合に支給する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(住居手当に関する特例措置)

2 第八条に定めるもののほか、住居手当は、職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の規定の適用を受けるとした場合にこの条例の施行の日前から引き続き職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年埼玉県条例第五十四号)第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第九条の五第一項第二号又は第四号に該当する職員(第十八条に規定する特定任期付職員、第二十四条第一項又は第二項に規定する職員及び管理者が指定する職員を除く。)に対して、平成二十四年三月三十一日までの間、支給する。

(埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「規定する病院事業」の下に「又は埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十号)第二条第一項に規定する流域下水道事業」を加える。

規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第百二十二号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則(昭和二十五年埼玉県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条の五中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改める。

第四十四条の表八十の五号及び八十の六号を次のように改める。

更正
配当 割決 通知書
過少申告 申告加算金決定

八十の五

(納額告知書)(法第七十一条の三十二第四項(法附則第三十五条の二の五第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。)に係るものに限る。)、法第七十一条の三十五第六項(源泉徴収選択口座内配当等に係るもの限り、同条第三項第一号に規定する申告書の提出期限後にその提出があつた場合に係るものを除く。)、法第七十一条の三十六第四項、法第七十一条の五十二第四項、法第七十一条の五十五第六項(同条第三項第一号に規定する申告書の提出期限後にその提出があつた場合に係るものを除く。))及び法第七十一条の五十六第四項の通知書)

別記様式第八十号の五

八十の六

配当 割の期限後申告に係る不申告加算金決定通知書(納額通知書)(法第七十一条の三十五第六項(源泉徴収選択口座内配当等に係るものうち、同条第三項第一号に規定する申告書の提出期限後にその提出があつた場合に係るものに限る。))及び法第七十一条の五十五第六項(同条第三項第一号に規定する申告書の提出期限後にその提出があつた場合に係るものに限る。))の通知書

別記様式第八十号の六

附則第五項中「附則別記様式第一号の二」を「附則別記様式第二号」に改め、附則第六項中「附則別記様式第一号の三」を「附則別記様式第三号」に改め、附則第七項中「附則別記様式第二号」を「附則別記様式第四号」に改め、附則第十四項を第十六項とし、第十一項から第十三項までを二項ずつ繰り下げ、附則第十項中

「附則別記様式第三号」を「附則別記様式第九号」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第九項中「附則別記様式第二号の三」を「附則別記様式第七号」に改め、同項を附則第十項とし、同項の次に次の一項を加える。
11 施行令附則第十条第七項及び第九項に規定する届出書の様式は、附則別記様式第八号とする。

附則第八項中「第七十条の七第二項」を「第七十条の八第二項」に、「附則別記様式第二号の二」を「附則別記様式第六号」に改め、同項を附則第九項とし、附則第七項の次に次の一項を加える。

8 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十六項の規定により提出すべき届出書の様式は、附則別記様式第五号とする。

別記様式第十八号の二及び別記様式第十九号(一)の注意中「法」を「地方税法」に改める。

別記様式第十九号の二(一)の注意中「第6条の10」を「埼玉県税条例施行規程第6条の10」に改める。

別記様式第二十六号中「法第37条の3」を「地方税法第37条の4」に改める。

別記様式第三十四号の二の注意1及び別記様式第三十六号の二の注意1中「(附則第16条)」を「(同条例附則第16条)」に改める。

別記様式第八十号の五及び別記様式第八十号の六中「株式等譲渡所得割」を「配当 割」に改める。

株式等譲渡所得割

61 特定株式等譲渡所得割	課税
還付税額	非課税

課税	非課税
還付税額	非課税

に改める。

附則別記様式第三号を附則別記様式第九号とし、附則別記様式第二号の三を附則別記様式第七号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

附則別記様式第八号



※整理番号

不動産取得税に係る一時的道路用地等の用に供するための地上権等の消滅・貸付期限延長届出書

(あて先)
埼玉県 県税事務所長

納税義務者
住所
氏名

地方税法施行令附則第10条第7項又は第9項の規定により届け出ます。

所 在	地 番	地 目	地 積	貸付期限の到来若しくは 解約の年月日又は延長さ れることとなつた貸付期 限	一時的道路用地等 の用に供されてい た農地等の貸付直 前の利用状況	現時点における農 地等の利用状況又 は予定利用方法	農業の用に供し た日又は供する 見込みの日
			m ²	・	・		・
			m ²	・	・		・
			m ²	・	・		・

贈与者	住所
	氏名

届出の事由（該当の頭数字を○で囲んでください。）

- 1 一時的道路用地等の用に供するために設定した地上権等が消滅した。
- 2 一時的道路用地等の用に供するために設定した地上権等の貸付期限が延長された。

- 注意
- 1 この届出書は、一時的道路用地等の用に供するために設定した地上権等が消滅した日から2月以内又は貸付期限の到来する日から1月以内に提出してください。
 - 2 この届出書には、一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び不動産取得税の徴収猶予を受けた受贈者が当該農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであることを証する当該土地を管轄する農業委員会が発行する書類を添付してください。
 - 3 この届出書には、地方税法施行規則附則第4条第7項又は第8項に規定する書類を添付してください。
 - 4 ※印の欄は、記入しないでください。

附則別記様式第二号の二中「第70条の7第1項」を「第70条の8第1項」に改め、同様式を附則別記様式第六号とする。
 附則別記様式第一号中「不動産取得税徴収猶予継続届出書」を「不動産取得税徴収猶予継続貸付届出書」と、「受贈年月日」を「貸付期限」に改め、同様式の注意1中「3年目」との3月15日」を「起算して1年を経過するこの日」に改め、同様式を附則別記様式第四号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

附則別記様式第五号

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付 印 </div>						※整理番号				
不動産取得税徴収猶予継続届出書										
(あて先) 埼玉県 県税事務所長 年 月 日				納税義務者 住 所 氏 名						
地方税法附則第12条第2項において準用する租税特別措置法第70条の4第26項の規定により届け出ます。										
地方税法附則第 12条第1項 (徴収の猶予) の規定の適用を 受けている農地 等	所	在	地	番	地	積	受贈年月日	営農困難時貸 付年月日	営農困難時貸 付期限年月日	
						m ²	・	・	・	
						m ²	・	・	・	
						m ²	・	・	・	
						m ²	・	・	・	
						m ²	・	・	・	
徴収猶予を受けている不動産取得税の合計額								円		
徴収猶予の期限が到来した不動産取得税の合計額								円		
備 考										

- 注意
- 1 この届出書は、納期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日までに提出してください。
 - 2 この届出書が、期限までに提出されないときは、徴収猶予が受けられなくなります。
 - 3 この届出書には、不動産取得税の徴収猶予の対象となつている農地等に係る農業経営を引き続き行つている旨の農業委員会の証明書を添付してください。
 - 4 この届出書には、所在地の異なる農地等ごとのこの届出書の提出期限の属する年前3年間の各年における農業に係る生産及び出荷の状況並びに収入金額に関する明細を添付してください。
 - 5 特例付加年金の支給を受けるため、贈与された農地等について推定相続人の1人の者に対し、使用貸借による権利の設定をした場合は、その旨を備考欄に記載してください。
 - 6 営農困難時貸付に係る不動産取得税の徴収猶予を引き続き受けたい場合は、その旨を備考欄に記載してください。
 - 7 ※印の欄は、記入しないでください。

附則別記様式第一号の三を附則別記様式第三号とし、附則別記様式第一号の二を附則別記様式第二号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十四条の表八十の五号及び八十の六号、別記様式第八十号の五並びに別記様式第八十号の六の改正規定並びに次項の規定は、平成二十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県税条例施行規則第四十四条の表八十の五号及び八十の六号、別記様式第八十号の五並びに別記様式第八十号の六の規定は、平成二十二年一月一日以後に県民税の納税義務者が交付を受ける地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三十五条の二の五第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。

3 改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

墓地、埋葬等に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県規則第百十三号

墓地、埋葬等に関する法律施行細則を廃止する規則

墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成八年埼玉県規則第七十一号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

産業褒状授与規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県規則第百十四号

産業褒状授与規則を廃止する規則

産業褒状授与規則(大正七年埼玉県令第三十七号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十七号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県公営企業管理者 樋 口 和 男

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程(昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、次条第二項の規定により休憩時間を午後零時から四十五分間とした職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

第三条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 所属長は、前項ただし書きの規定により勤務時間を午前八時三十分から午後五時までとした職員に対し、勤務時間の開始前に特に勤務を命ずる必要がある場合には、当該勤務日における勤務時間を午前八時十五分から午後五時までとするこ
とができる。

第四条第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 所属長は、職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、管理者が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を午後零時から四十五分間とすることができる。

3 前条第三項の規定により勤務時間を午前八時十五分から午後五時までとした職員の当該勤務日における休憩時間は、午後零時から一時間とする。

第六条の表休憩時間の欄中「一時間とし」を「一時間又は四十五分とし」に改める。
 第八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 所長は、次条第二項の規定により休憩時間を一回四十五分とした日勤の職員に対し、勤務時間の開始前に特に勤務を命ずる必要がある場合には、当該勤務日における勤務時間を午前八時十五分から午後五時までとすることができる。

第九条第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 所長は、職員の健康及び福祉を考慮して必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、管理者が別に定めるところにより、日勤の職員の休憩時間を一回四十五分とすることができる。この場合における当該職員の終業時刻は、午後五時とする。

3 前条第三項の規定により勤務時間を午前八時十五分から午後五時までとした職員の当該勤務日における休憩時間は、一回一時間とする。

第十一条第二項中「第四項から第六項」を「第五項から第七項」に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年一月一日から施行する。

埼玉県病院事業管理規程第十二号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部

を次のように改正する。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、所長が次条第二項の規定により休憩時間を午後零時から四十五分間とした職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

第三条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二

項の次に次の一項を加える。

3 所長は、前項ただし書の規定により勤務時間を午前八時三十分から午後五時までとした職員に対し、勤務時間の開始前に特に勤務を命ずる必要がある場合には、当該勤務日における勤務時間を午前八時十五分から午後五時までとすることができる。

第四条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 所長は、前項の規定にかかわらず、職員の健康及び福祉を考慮して必要がある場合には、管理者が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を午後零時から四十五分間とすることができる。

3 前条第三項の規定により勤務時間を午前八時十五分から午後五時までとした職員の当該勤務日における休憩時間は、午後零時から一時間とする。

第八条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 病院長は、次条第二項の規定により休憩時間を一回、四十五分間とした職員に対し、勤務時間の開始前に特に勤務を命ずる必要がある場合には、当該勤務日における別表第一に定める始業時間を十五分間繰り上げることができる。

第九条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 病院長は、前項の規定にかかわらず、職員の健康及び福祉を考慮して必要がある場合には、管理者が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を三交替勤務の区分及び二交替勤務の日勤の区分において一回、四十五分間とすることができる。この場合において、休憩時間の時限は、業務の実情に応じ、病院長が定める。

3 前条第二項の規定により別表第一に定める始業時間を十五分間繰り上げた職員
の当該勤務日における休憩時間は、一回、一時間とし、その時限は、業務の実情
に応じ、病院長が定める。
別表第一を次のように改める。

別表第一（第八条関係）

勤務区分等

1 三交替制

勤務区分	始業時間	終業時間
日勤	午前8時30分	午後5時15分
	午前8時30分	午後5時
準夜勤	午後4時30分	翌午前1時15分
	午後4時30分	翌午前1時
深夜勤	午前0時30分	午前9時15分
	午前0時30分	午前9時

備考 この表に定める各勤務区分における下段の始業時間及び終業時間は第9条
第2項の規定の適用を受ける職員に、上段の始業時間及び終業時間は同項の
規定の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

2 二交替制

勤務区分	始業時間	終業時間
日勤	午前8時30分	午後5時15分
	午前8時30分	午後5時
夜勤	午後4時	翌午前9時30分

備考 この表に定める日勤の勤務区分における下段の始業時間及び終業時間は第
9条第2項の規定の適用を受ける職員に、上段の始業時間及び終業時間は同
項の規定の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第二循環器・呼吸器病センターの部看護及び栄養の指導並びに看護補助及び
調理給食の業務に従事する職員の項勤務時間の割振りの欄中「8時間」を「7時間

45分」に改め、同項休憩時間の欄中「1時間」を「1時間または45分」に改める。
附則
この規程は、平成二十二年一月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第千六百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律
第七号）第十条第一項の規定により特定
非営利活動法人を設立しようとする者か
ら、次のとおり申請書が提出されたの
で、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、
設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及
び翌事業年度の事業計画書及び収支予算
書を申請のあった日から二月間、県民生
活部NPO活動推進課及び埼玉県央地
域振興センターにおいて備え置く方法並
びにインターネットを利用する方法（埼
玉県NPO情報ステーション（<http://www.satiamaken-npo.net/>）により縦覧
に供する。
平成二十一年十二月二十五日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十一年十二月十八日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名
称
特定非営利活動法人埼玉リハビリテ
ーションボランティア協会

三 代表者の氏名
小川元誓

四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市二ツ宮九六七番地一

五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者等に対
し、それらの者の要望に応じ、リハビ
リテーションに係る全般的な研修、講
習、実技、相談等の活動をし、誰もが
豊かに暮らせる地域社会を創造するこ
とで、福祉の増進に寄与することを目
的とする。

埼玉県告示第千六百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律
第七号）第十条第一項の規定により特定
非営利活動法人を設立しようとする者か
ら、次のとおり申請書が提出されたの
で、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、
設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及
び翌事業年度の事業計画書及び収支予算
書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年十二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人あそび虫

三 代表者の氏名

小松 紀美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市大字宮元町八十番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい児学童保育室の運営及びそれに付随する障がい児育成支援、並びに障がい者支援を行い、障がい児が地域社会の一員として健全に成長することを目的とし、ひいては、障がいの有無に関わらず豊かな共生社会の実現を願うものである。

埼玉県告示第千六百六十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたの

で、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年十二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人希の里

三 代表者の氏名

高柳 光希

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市かすみ野一丁目一番地

四 霞ヶ関南小学校校庭内

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者及びその家族に対して、学童保育施設の運営に関する事業、障害児・者生活サポート事業、障害児・者及びその家族の日常生活のための支援に関する事業、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業を行い、地域社会における障害児・者及びその家族の福祉の増進を図り、広

く公益に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百六十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたの

で、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年十二月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人神話普及会

三 代表者の氏名

松村 茂夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市大字江面百九十番地の

二

一

五 定款に記載された目的

この法人は、心ある人々に対し、日本の神話を基本とした啓発、広報、協働の事業活動を行い、より一層秩序と品格のある国家社会の実現と人々の安心安全、福祉の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量

1 購入等件名及び数量

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県保健医療部疾病対策企画・調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成21年10月15日

4 落札者の氏名及び住所

ニッポン安全株式会社 東京都渋谷区広尾5丁目4番3号

5 落札金額

13,209,714円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成21年9月4日

埼玉県告示第十六百六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したのび、次のとおり公示する。

- 平成二十一年十二月二十五日
埼玉県知事 上田 清 司
- 1 購入等件名及び数量
陰圧テント 11セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県保健医療部疾病対策課企画・調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年10月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
埼玉消防機械株式会社 埼玉県秩父市東町7番5号
- 5 落札金額
36,555,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成21年9月4日

埼玉県告示第十六百六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したのび、次のとおり公示する。

- 平成二十一年十二月二十五日
埼玉県知事 上田 清 司
- 1 購入等件名及び数量
埼玉県伊豆潮風館送迎バス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県福祉部障害者福祉推進課障害福祉担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年10月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
関東いすゞ自動車株式会社 群馬県高崎市宮原町1番地21
- 5 落札金額
36,960,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成21年9月4日

埼玉県告示第十六百六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したのび、次のとおり公示する。

- 平成二十一年十二月二十五日
埼玉県知事 上田 清 司
- 1 購入等件名及び数量
県立学校クラス用コンピュータ等 6,160台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年11月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社大塚商会 東京都千代田区飯田橋2丁目18番4号
- 5 落札金額
235,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成21年9月25日

埼玉県告示第十六百六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

- 平成二十一年十一月4日
埼玉県知事 上田 清 司
- 4 落札者の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 5 落札金額
464,208,360円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成21年9月25日

埼玉県告示第十六百六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- 平成二十一年十二月二十五日
埼玉県知事 上田 清 司
- 1 購入等件名及び数量
県立学校教職員用コンピュータ 2,424台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年11月4日

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 平成二十一年十二月二十五日
埼玉県知事 上田 清 司
- 1 申請のあった年月日
平成二十一年十二月十六日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名

称

特定非営利活動法人環境とエネルギー

三 代表者の氏名

福宮 健司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区三橋一丁目

一三八一番地二ツインドエル二〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民や企業等に対し、主に水、食及びエネルギーシステムが有する環境への優しさを総合的に客観的に研究及び評価することで、安心、安全な人々の暮らしや持続可能な企業活動を支援し、もって、健全な科学技術の振興に基づく環境保全と経済活動が調和する社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百六十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方

法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年十二月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉県就労支援事業者機構

三 代表者の氏名

蓮見 弘

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目

一六番五八号

五 定款に記載された目的

本機構は、犯罪者や非行少年(更生保護事業法第二条第二項各号に掲げる者)をいう。以下「犯罪者等」という。

が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百六十九号

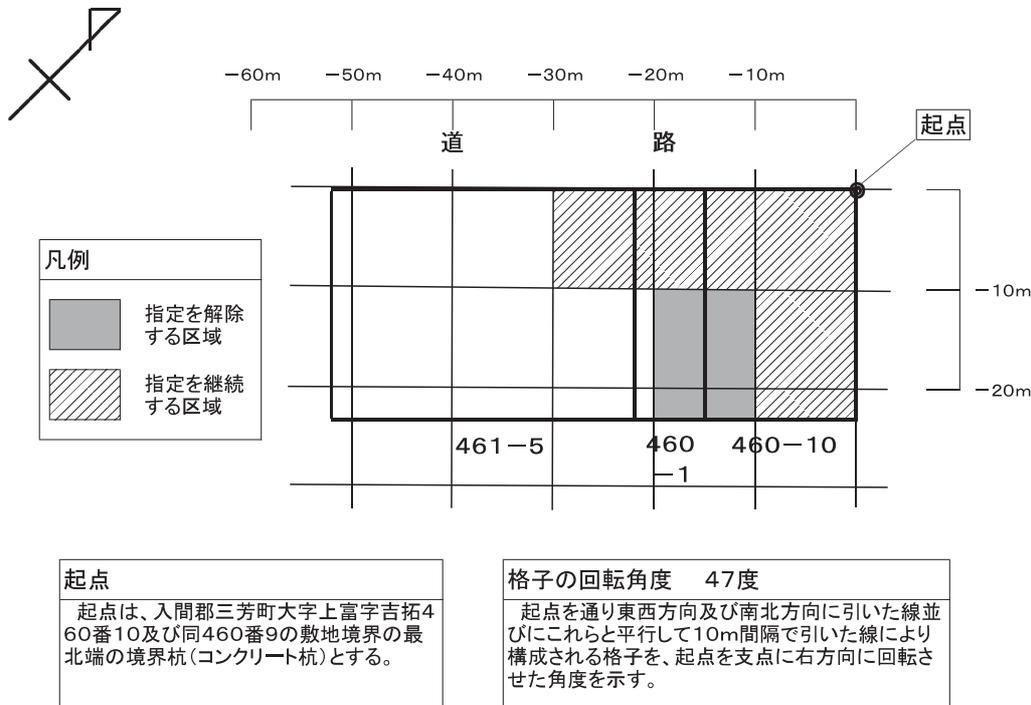
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定に基づき、平成十七年埼玉県告示第千三百四十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

解除する区域
別図のとおり(入間郡三芳町大字上富字吉拓四六〇番一の一部及び四六〇番一〇の一部)

別図



埼玉県告示第千六百七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

名	称	開設者	名	所	在	地	指	定	年	月	日
医療法人社団明正一会	みぞぐち眼科	医療法人社団明正一会	大塚 幸夫	鴻巣市天神四一六―三五			平成二十一年	十月	三十日		
あおばクリニク		和 田 誠 基	入間市下藤沢三七五―一				平成二十一年	十二月	一日		
武蔵藤沢セントラルクリニク		医療法人社団恵昭会	朝霞市根岸台七―四―一〇				平成二十一年	十一月	一日		
医療法人社団恵昭会	ひるま小児科クリニク	医療法人社団恵昭会	八潮市緑町三―二三―二				平成二十一年	十一月	一日		
ふるや整形外科クリニク		医療法人 東 讚 会	鶴ヶ島市上広谷六四五―一				平成二十一年	十二月	九日		
若葉内科クリニク		医療法人 蒼 龍 会	北葛飾郡栗橋町河原代八六一―三				平成二十一年	十二月	一日		
わたなベクリニク		渡 辺 潤	鳩ヶ谷市辻一五七三―一				平成二十一年	十月	一日		
医療法人こばやしこどもクリニク		医療法人こばやしこどもクリニク	鳩ヶ谷メディカルプラザ一F				平成二十一年	六月	一日		
ようだ 歯 科 医 院		養 田 房 夫	熊谷市池上三七八―一				平成二十一年	十一月	十三日		
石丸安世記念 熊谷ディアベスクリニク 歯科		石 丸 安 房	熊谷市玉井南一―一				平成二十一年	十一月	十三日		
元 郷 南 歯 科 医 院		李 信 秀	川口市元郷四一六―一六				平成二十一年	十月	一日		
マサヤ 歯 科 クリニク		菅 野 雅 也	戸田市下戸田一―一八―二二F				平成二十一年	十一月	三十日		
医療法人社団樹英会	ららぽーと新三郷デンタルクリニク	医療法人社団 樹英会	三郷市新三郷ららシテイ三―一―一				平成二十一年	十一月	六日		
みよし 台 歯 科 医 院		磯 村 典 彦	入間郡三芳町みよし台六一―二四				平成二十一年	十二月	一日		
一ノ割デンタルクリニク		酒 井 良 紀	春日部市一ノ割一―四―一九				平成二十一年	十二月	一日		
せんげん 台 東 口 歯 科		伊 藤 嘉 洋	越谷市千間台東二―七―七				平成二十一年	十一月	九日		
ウニクス 秩 父 歯 科		医 療 法 人 安 田 歯 科	秩父市大宮八〇五―一四				平成二十一年	十二月	一日		
歯科クリニク	三好	三 好 克 実	越谷市南越谷四―五―二				平成二十一年	十二月	一日		
社団法人熊谷薬剤師会	会営業局江南店	社団法人熊谷薬剤師会	熊谷市板井一六九―一六				平成二十一年	十一月	一日		
た ん ぼ ぼ 薬 局		有限会社グラムファーマシー	所沢市西所沢一―七―二四				平成二十一年	十一月	一日		
ひばり薬局循環器センター前店		株式会社グラランドール	深谷市本田七〇八三―一六				平成二十一年	十二月	一日		
加藤薬局 入間店		株式会社 加藤	入間市下藤沢三七五―一				平成二十一年	十二月	八日		
ファミリープラザ健康薬局朝霞店		有限会社ドラッグストア光	朝霞市根岸台七―四―一				平成二十一年	十一月	一日		

二 指定施術者

中村薬局 西口店	有限会社 中村薬局	富士見市鶴馬二六二三	平成二十一年十一月一日
とまもと薬局	有限会社 スケガワ	鶴ヶ島市上広谷六四八―三	平成二十一年十二月四日
あき薬局 栗橋店	宮元 章子	北葛飾郡栗橋町河原代八六一―三	平成二十一年十二月八日
そうごう薬局 春日部店	総合メディカル株式会社	春日部市大場八〇―五	平成二十一年十二月一日
ライオン薬局	有限会社 ライオン薬局	春日部市緑町五―九―一	平成二十一年十一月一日
ハート薬局 北越谷店	有限会社 いずみ薬局	越谷市大澤三二九〇―二	平成二十一年十一月一日
春日部訪問看護ステーションすみれ	医療法人 春明会	春日部市中央一―五二―九	平成二十一年十月一日
アトム訪問看護リハビリステーション	株式会社 あんしんサポート	川口市江戸袋一―三―一六	平成二十一年十二月一日

氏名	住所	施設		術		指定年月日	
		名称	所在地	名称	所在地		
高橋 定雄	蕨市北町二―一五―二二―三〇―一	高橋接骨院	所沢市小手指元町三―一―一五			平成二十一年十月十日	
阿部 光延		大勝接骨院	鶴ヶ島市町屋二四―一―八			平成二十一年十一月二十日	
竹津 泰美		スリーエイチ	川口市西川口四―一八―二四			平成二十一年十一月二十六日	
狩野 和幸		マッサージ治療室和幸堂	所沢市中新井三―一〇	スカイマンションA―一―一〇			平成二十一年十一月九日
市河 勲		升屋鍼灸院	大里郡寄居町寄居九二九				平成二十一年十一月三十日
引間 紀之						平成二十一年十二月三日	

埼玉県告示第六百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後
にこにこ訪問看護ステーション	所在地	所沢市東狭山ヶ丘一―六五六―三三―ワットコーポ一〇―一	所沢市東狭山ヶ丘一―三七一―三パレスフレンドリー一〇―三
医療法人新医療会 明正リハビリテーション病院	所在地	医療法人新医療会 小手指天望病院	医療法人新医療会明正リハビリテーション病院
小手指皮膚科	所在地	所沢市上新井八六九―三	所沢市上新井三―五五―八

埼玉県告示第千六百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
ふるや整形外科 リニックス	八潮市緑町三―二三―二八潮緑町クリニックスセンター三F	平成二十一年十月三十一日

二 指定施術者

氏名	住所	施設		所在地	廃止年月日
		名称	住所		
薄田 麻里絵		まり接骨院	春日部市谷原二―七―一		平成二十一年十一月十四日

埼玉県告示第千六百七十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項において

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。
平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
老人デイサービスセンターみちみち 居宅介護支援事業所めぐみ 鳩ヶ谷市西部地域包括支援センターベルホーム 協和クリニック	越谷市船渡二〇四六 南埼玉郡白岡町小久喜一三七七―三 鳩ヶ谷市辻九五八 越谷市弥生町一四―二〇木田ビル四F	社会福祉法人光彩会 合同会社 めぐみケア 社会福祉法人鳩ヶ谷啓和会 齊藤雲鵬	介護予防通所介護 介護予防支援 介護予防支援 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年十一月二十日 平成二十一年十一月三十日 平成二十一年五月一日 平成二十一年十一月一日

みぞぐち眼科	鴻巣市天神四―六―三五	平成二十一年十一月一日
こばやしこどもクリニック	鳩ヶ谷市辻一五七三―一鳩ヶ谷メディカルプラザ一F	平成二十一年九月三十日
たじま内科クリニック	ふじみ野市上福岡一―一四―四六中商ビル一階	平成二十一年十二月十五日
蓮見歯科医院	春日部市粕壁東二―一三―四一	平成二十年七月十四日
あい薬局 所沢榎町店	所沢市榎町一―一九	平成二十一年十月三十一日
ハート薬局 北越谷店	越谷市大澤三二九〇―二	平成二十一年十月三十一日
ライオン薬局	春日部市緑町五―九―一三	平成二十一年十月三十一日

武蔵藤沢セントラルクリニック	入間市下藤沢三七五一一	和田誠基	訪問看護	平成二十一年十二月四日
東口駅前薬局	川口市本町四一四一六リビオアクシスプレイス一〇四	日本メデイカルシステム株式会社	訪問リハビリテーション	平成二十一年十一月二十七日
埼玉中央薬局	春日部中央二一七一〇昭和ビル第三一〇二号室	日本メデイカルシステム株式会社	居宅療養管理指導	平成二十一年十一月二十六日
アセルト薬局	秩父郡横瀬町横瀬四三三一三	有限会社アサヒ調剤薬局	居宅療養管理指導	平成二十一年十一月二十日
アトム訪問看護・リハビリステーション	川口市江戸袋一三三六	株式会社あんしんサポート	介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年十一月四日
けあビジョン川口	川口市並木一九一八鎌田貸事務所・一FB	株式会社ビジュアルビジョン	訪問看護	平成二十一年十一月二十日
にじデイサービスセンター	川口市戸塚東二二二五一一八	株式会社フルミチ	介護予防訪問介護	平成二十一年十一月九日
支えあいケアプランみのり	南埼玉郡白岡町篠津五八四番地二	合同会社緑の風	居宅介護支援	平成二十一年十二月十日
けあビジョン和光	和光市本町一九一三ロツツエ二〇二号室	株式会社ビジュアルビジョン	訪問看護	平成二十一年十一月二十五日
ヘルパーステーション立正たちばな	熊谷市万吉一七五六一一三〇	社会福祉法人立正橋福祉会	介護予防訪問介護	平成二十一年十月二十九日
けあビジョン行田	行田市行田六一一三階	株式会社ビジュアルビジョン	訪問看護	平成二十一年十一月二十五日
訪問介護ステーション木の实	本庄市銀座二一五二二三一〇八	株式会社スペースゆう	介護予防訪問介護	平成二十一年十一月九日
居宅介護支援センター木の实	本庄市銀座二一五二二三一〇八	株式会社スペースゆう	居宅介護支援	平成二十一年十一月九日
グループホームパンジー	鴻巣市上谷四三一	有限会社トゥルーケアステージ	認知症対応型共同生活介護	平成二十一年十二月一日
グループホームえがお	所沢市山口五二二二	有限会社トゥルーケアステージ	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十一年十二月一日
グループホームまんでん	比企郡ときがわ町大字日影二二四六一	特定非営利活動法人ふれあい福祉会	認知症対応型共同生活介護	平成二十一年九月十五日
居宅介護支援センターナイスデイ川口	川口市青木一一一一五	有隣社 ライフケアセンター・ナイスデイ川口	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十一年十一月二十日

埼玉県告示第六百七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。
平成二十一年十二月二十五日
埼玉県知事 上田清司

名 称	変更事項	所在地	変更前	変更後	機関種別名
つくし介護久喜		久喜市北青柳九七五―一	久喜市本町一―九―二	久喜市北青柳九七五―一	介護予防訪問介護 訪問介護
ハッピー上尾・ヘルパーステーション		上尾市新町六―四六 EXA北上尾二〇二号	ハッピー上尾南・ヘルパーステーション	ハッピー上尾・ヘルパーステーション	介護予防訪問介護 訪問介護
ハッピー上尾・ヘルパーステーション		上尾市原新町六―四六 EXA北上尾二〇二号	上尾市柏座一六―二六 下里第二ビル	上尾市原新町六―四六 EXA北上尾二〇二	介護予防訪問介護 訪問介護
有限会社エコステーションくまがや		熊谷市中奈良一五二二―七	熊谷市下奈良一五〇七―一	熊谷市中奈良一五二二―七	介護予防訪問介護 訪問介護

埼玉県告示第六百七十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。
平成二十一年十二月二十五日
埼玉県知事 上田清司

名 称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社スギ薬局川口元郷店	川口市元郷五―一―一三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十年八月三十一日
グループホーム・たんぼぼ	川口市北原台一―一―三	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十一年十一月三十日
グループホーム・かすみ草	川口市赤山三二〇―一六	認知症対応型共同生活介護	平成二十一年十一月三十日

グループホーム さつき	川口市東内野三三四―一	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十一年十一月 三十日
グループホーム さくら草	川口市青木四―四―二五	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十一年十一月 三十日
デイサービスセンター みやび安行	川口市安行吉蔵二七―一―一	介護予防通所介護	平成二十一年十一月 三十日
グループホーム なのはな	川口市安行吉蔵二七―一―一	認知症対応型共同生活介護	平成二十一年十一月 三十日
グループホーム チューリップ	川口市峯一三七―一―一	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十一年十一月 三十日
デイサービスセンター しあわせ峯	川口市峯一三七―一―一	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十一年十一月 三十日
居宅介護支援事業所 しあわせ峯	川口市峯一三七―一―一	介護予防通所介護	平成二十一年十一月 三十日
グループホーム ゆり	川口市石神三二六―二〇	居宅介護支援	平成二十一年十一月 三十日
グループホーム ひなげし	川口市東川口一―五―四四	認知症対応型共同生活介護	平成二十一年十一月 三十日
デイサービスセンターみやび春日部	春日部市豊町一―二―四〇	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十一年十一月 三十日
グループホーム ふじの花	春日部市豊町一―二―四〇	介護予防通所介護	平成二十一年十一月 三十日
グループホーム パンジー	鴻巣市上谷四三―一―一	認知症対応型共同生活介護	平成二十一年十一月 三十日
グループホーム つつじの里	朝霞市浜崎四―一―六四	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十一年十一月 三十日
グループホーム えがお	所沢市山口五二―一	認知症対応型共同生活介護	平成二十一年十一月 三十日
クローバーケアセンター狭山	狭山市入間川一―七―二 シティパル狭山二〇―一号	介護予防認知症対応型共同生活介護 訪問入浴介護 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	平成二十一年十二月三十一日

埼玉県告示第千六百七十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)東武ストア朝霞店

朝霞市本町二丁目千三百六十六番一 他

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社東武ストア 代表取締役 玉置 富貴雄

東京都板橋区上板橋三丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社東武ストア 代表取締役 玉置 富貴雄

東京都板橋区上板橋三丁目一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年八月十八日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

千四百二十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前0時から翌午前0時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前0時から翌午前0時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 一箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十一年十二月十七日

二 縦覧期間

平成二十一年十二月二十五日から平成二十二年四月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十二月二十五日から平成二十二年四月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百七十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数及び群数	発生場所又は区域	発生年月日	処置
ヨーネ病	患畜	一頭	本庄市	平成二十一年十二月十六日	殺処分

埼玉県告示第六百七十八号

測量計画機関の長である深谷市長新家光から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

深谷市

二 作業種類

公共測量(四級基準点測量 出来形確認測量原図作成)

三 作業地域

深谷市武川中央土地区画整理事業区域内

四 作業期間

平成二十一年十二月十六日から平成二十二年三月三十一日まで

埼玉県告示第六百七十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

和光北インター地域土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十一年十二月二十五日から平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

和光市新倉二丁目、四丁目、五丁目の各一部

四 事務所の所在地

和光市広沢一番五号 和光市役所

五 設立認可の年月日

平成二十一年十二月二十五日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

組合事務所の掲示場及び和光市役所の掲示場に掲示して行う

埼玉県告示第六百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 購入等件名及び数量

荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号

三 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その3 一式

四 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号

埼玉県告示第六百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その2 一式

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号

3 落札者を決定した日 平成21年10月20日	埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務 ・管理担当 埼玉県和光市新倉6丁目 1番1号	託その3 一式	1 購入等件名及び数量 中川流域下水道ばいじん処分業務委
4 落札者の氏名及び住所 太平洋セメント株式会社 東京都港 区台場2丁目3番5号	3 落札者を決定した日 平成21年10月20日	2 契約に関する事務を担当する部局の 名称及び所在地 埼玉県中川下水道事務所 総務・管 理担当 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2 番82号	2 契約に関する事務を担当する部局の 名称及び所在地 中川流域下水道ばいじん処分業務委
5 落札金額 13,550円(税抜き1トン当たりの単 価)	4 落札者の氏名及び住所 秩父太平洋セメント株式会社 埼玉 県秩父市大野原1800番地	3 落札者を決定した日 平成21年10月20日	3 落札者を決定した日 平成21年10月20日
6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	5 落札金額 13,800円(税抜き1トン当たりの単 価)	4 落札者の氏名及び住所 日立セメント株式会社 茨城県日立 市平和町2丁目1番1号	4 落札者の氏名及び住所 日立セメント株式会社 茨城県日立 市平和町2丁目1番1号
7 入札の公告を行った日 平成21年9月8日	6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	5 落札金額 13,000円(税抜き1トン当たりの単 価)	5 落札金額 13,500円(税抜き1トン当たりの単 価)
~~~~~			
<b>埼玉県告示第十六百八十三号</b>			
WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。			
平成二十一年十二月二十五日	埼玉県告示第十六百八十四号	7 入札の公告を行った日 平成21年9月8日	7 入札の公告を行った日 平成21年9月8日
1 購入等件名及び数量 荒川右岸流域下水道ばいじん処分業務委託その4 一式	1 購入等件名及び数量 中川流域下水道ばいじん処分業務委	6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
2 契約に関する事務を担当する部局の 名称及び所在地	2 契約に関する事務を担当する部局の 名称及び所在地	7 入札の公告を行った日 平成21年9月8日	7 入札の公告を行った日 平成21年9月8日
~~~~~			
埼玉県告示第十六百八十五号			
WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。			
平成二十一年十二月二十五日	埼玉県告示第十六百八十五号	7 入札の公告を行った日 平成21年9月8日	7 入札の公告を行った日 平成21年9月8日
1 購入等件名及び数量 中川流域下水道ばいじん処分業務委	1 購入等件名及び数量 中川流域下水道ばいじん処分業務委	6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
2 契約に関する事務を担当する部局の 名称及び所在地	2 契約に関する事務を担当する部局の 名称及び所在地	7 入札の公告を行った日 平成21年9月8日	7 入札の公告を行った日 平成21年9月8日

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵樹

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣桶川さいたま線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
新	北本市大字本宿字七丁目三番地三番地先から同市大字本宿字七丁目三番地一地向まで		一六・〇〇 一六・〇〇	二五・四八		街路整備事業による。 不用物件は交換用地に供する。	
旧			一六・〇〇 三六・七〇				

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池 博

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越坂戸毛呂山線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
新	毛呂山町大字川角字数馬前七〇二番一地向から同町大字川角字西原二三番一地向まで		九・〇〇 一一・〇〇	四三二・六〇		自転車歩行者道整備工事・交差点整備工事合併による。	
旧			七・六〇 九・五五				

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 深谷寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
	深谷市武蔵野字土塊三二〇二番地先から同市武蔵野字古井戸三一八六番二地先まで	区 間
敷地の幅員 (メートル)	九・三〇 一・一五〇	敷地の幅員 (メートル) 長
一四・〇〇 三四・二〇	二八・四〇	備 考

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 花園本庄線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
	深谷市武蔵野字在家三四〇九番地先から同市武蔵野字五反畑三〇四〇番地先まで	区 間
敷地の幅員 (メートル)	四・四〇 八・〇〇	敷地の幅員 (メートル) 長
一四・〇〇 二六・〇〇	五七九・〇〇	備 考

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 許可番号

平成二十一年十二月二日

指令川建セ 第二一〇〇六五一号

二 検査済証番号

平成二十一年十二月十七日

第二二〇一三八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字上伊草字五反田二二三一の一の部外五筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区虎ノ門二一〇一

株式会社 ジャパンエナジー

代表取締役 松下 功夫

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

一 許可番号

平成二十一年十一月十八日

指令川建セ第二一〇一六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十二月二十一日

第二一〇一四三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字南吉見字八ツ嶋一

四四九一の一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字南吉見一四四九番

地

金子 孝治

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一 男

一 許可番号

平成二十一年六月九日

指令越建セ第二一〇〇一六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十二月十五日

第三二五一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字外野字弦代二三

二二三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町大字外野二三二番地

加藤 亨

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一 男

一 許可番号

平成二十一年十二月十八日

指令越建セ第二一〇〇一一号

二 検査済証番号

平成二十一年十二月十八日

第三二八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字上栢間字本村三

三九二一三、一四、三三九一—四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

羽生市大字上新郷五五二六—九

樋口 治作

埼玉県教委告示第三十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県教育委員会委員長

松居 和

一日時

平成二十二年一月七日 午前十時

場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

ロ その他

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十二号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成二十一年十二月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十三号
都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成二十一年十二月二十五日

埼玉県教委告示第三十七号
埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。
平成二十一年十二月二十五日
埼玉県教育委員会委員長
松居 和
一日時
平成二十二年一月七日 午前十時
場所
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番
一 号
埼玉県教育局教育委員会室
三 議題
イ 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について
ロ その他

埼玉県選管告示第百六十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。
(平成21年11月1日~11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名

榎本みのるを応援する会 榎本 稔

小高はるお後援会 牛村 新作

黒沢せいじ後援会 黒澤 誠治

政 伸 会 伊地知伸久

会計責任者の氏名

榎本 稔

山崎 昭司

黒澤 康栄

伊地知伸久

主たる事務所の所在地

行田市斎条四〇四—一斎条団地一—三〇七

比企郡川島町上伊草六一五—五

本庄市児玉町児玉二三六〇—一

志木市本町四—一〇—二三三

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

届 出 年 月 日

平成二十一年十一月 十一日

平成二十一年十一月 十六日

平成二十一年十一月 二十四日

平成二十一年十一月 二十四日

武井敏男後援会	武井 敏男	武井 則子	深谷市岡里六一一	平成二十一年十一月九日
中野修を育てる友の会	山崎 清	田中 健一	草加市金明町一〇一〇四	平成二十一年十一月二十四日
(東松山市)明るい市民の会	松崎 昭三	松崎 京子	東松山市高坂一三七七―二	平成二十一年十一月六日
堀口いよこ後援会	堀口伊代子	堀口 久江	本庄市児玉町小平一六三七	平成二十一年十一月十六日
山下ひろかず後援会	山下 博一	山下 光枝	児玉郡上里町神保原町五九三―二	平成二十一年十一月十六日
山中進 後援会	藤元 勝夫	千島 正行	秩父市中津川二二三三	平成二十一年十一月六日

埼玉県選管告示第六十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

次の政治団体から異動の届出があった。

(平成21年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党埼玉県大樹支部	代表者 加藤 達明	平成二十一年十一月二十日
	会計責任者 神山 圭嗣	同
	主たる事務所の所在地 さいたま市西区宝来八二二加藤方	同

(二) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
維新政党・新風埼玉県本部	代表者 平田 啓介	平成二十一年十一月二十七日
	主たる事務所の所在地 川口市東川口四―一九―三九―二〇三	同

おのづか勝俊後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る	平成二十一年十一月十七日
-----------	---------------	-------------------	------------------	--------------

小林ぎょう後援会	会計責任者	小林 教子	同	平成二十一年十一月二十五日
埼玉葛土地改良政治連盟	公職の種類	春日部市立野一四三	同	平成二十一年十一月二十六日
日本をよくする埼玉県民の会	公職の候補者の氏名	日本をよくする埼玉県民の会	同	平成二十一年十一月二十七日
ふじなわ善朗後援会	主たる事務所の所在地	鶴ヶ島市脚折町二―三二―一〇二号	同	平成二十一年十一月十日

オシヤレハウスC号室

埼玉県選管告示第七十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成21年11月1日)〜11月30日受理分。記載順序は五十音順。

(一) 政党の支部

政治団体の名称
自由民主党 小鹿野支部

(二) その他の政治団体

政治団体の名称
板川文夫後援会
板川文夫と歩む会
おのづか勝俊後援会
木内やよい後援会
協働のまちづくりをひろげる越谷市民の会
たかひら繁俊後援会
広沢のぼる後援会
平政会

別記二(平成21年11月1日)〜11月30日受理分。記載順序は五十音順。

その他の政治団体

政治団体の名称
小高はるお後援会
武井敏男後援会

別記三
政治団体の名称 自由民主党小鹿野支部

報告年月日 平成21年11月26日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 311,453円
ア 前年繰越額 233,453円
イ 本年収入額 78,000円

あったので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

解散年月日

平成二十一年十二月二十六日

届出年月日 平成二十一年十一月二十六日

解散年月日

平成二十一年十一月十一日
平成二十一年十一月十一日
平成二十一年十一月十七日
平成二十一年十一月十日
平成二十一年十一月十一日
平成二十一年十一月二十日
平成二十一年十一月三十日
平成二十一年十一月三十日

届出年月日 平成二十一年十一月十九日
平成二十一年十一月十九日
平成二十一年十一月十七日
平成二十一年十一月三十日
平成二十一年十一月十九日
平成二十一年十一月三十日
平成二十一年十一月三十日

解散年月日

平成二十一年十一月十六日
平成二十一年十月三十一日

届出年月日 平成二十一年十一月十六日
平成二十一年十一月九日

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費

78,000円 (34人)

合計

(2) 支出の内訳
ア 経常経費 78,000円

(ワ) 備品・消耗品費 11,453円
 (ク) 事務所費 30,000円
 イ 政治活動費
 (ウ) 組織活動費 270,000円
 合計 311,453円

政治団体の名称 **板川文夫後援会**
 報告年月日 平成21年11月19日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 112,043円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 112,043円

(2) 支出総額 112,043円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ウ) 寄附

合計 a 個人からの寄附 112,043円

〔寄附の内訳〕 112,043円

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

その他の寄附 112,043円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ウ) 備品・消耗品費

(ク) 事務所費

合計 107,460円

政治団体の名称 **板川文夫と歩む会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **板川文夫**

報告年月日 平成21年11月17日

(平成21年分)

政治団体の名称 **おのづか勝俊後援会**

報告年月日 平成21年11月17日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 **木内やよい後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **木内やよい**

資金管理団体の届出に係る公職の種類 **三郷市議会議員**

報告年月日 平成21年11月30日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ウ) 寄附

政治団体の名称 **板川文夫と歩む会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **板川文夫**

越谷市長

報告年月日 平成21年11月19日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 **おのづか勝俊後援会**

報告年月日 平成21年11月17日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 **木内やよい後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **木内やよい**

資金管理団体の届出に係る公職の種類 **三郷市議会議員**

報告年月日 平成21年11月30日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ウ) 寄附

政治団体の名称 **板川文夫と歩む会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **板川文夫**

a 政治団体からの寄附		4,725円			4,725円
合計	[寄附の内訳]	4,725円			
ア 政治団体からの寄附	(寄附者の名称)	(金額)	(主たる事務所の所在地)		
	その他の寄附	4,725円			
(2) 支出の内訳					
ア 政治活動費					
	(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	4,725円			
	a その他の事業費	4,725円			
合計		4,725円			
政治団体の名称 協働のまちづくりをひろげる越谷市民の会					
報告年月日 平成21年11月19日					
(平成21年分)					
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額		0円			
ア 前年繰越額		0円			
イ 本年収入額		0円			
(2) 支出総額		0円			
政治団体の名称 たかひら繁俊後援会					
資金管理団体の届出をした者の氏名 高比良 繁 俊					
資金管理団体の届出に係る公職の種類 三郷市議会議員					
報告年月日 平成21年11月30日					
(平成21年分)					
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額		4,725円			
ア 前年繰越額		0円			
イ 本年収入額		4,725円			
(2) 支出総額		4,725円			
2 収入・支出の内訳					
(1) 収入の内訳					
ア 寄附					
	(イ) 寄附				
	a 政治団体からの寄附				
合計		4,725円			
[寄附の内訳]					
(1) 収入の内訳					
ア 寄附					
	(イ) 寄附				
	a 政治団体からの寄附				
合計		4,725円			
政治団体の名称 広沢のぼる後援会					
資金管理団体の届出をした者の氏名 広 沢 昇					
資金管理団体の届出に係る公職の種類 八潮市議会議員					
報告年月日 平成21年11月30日					
(平成21年分)					
1 収入・支出の総額					
(1) 収入総額		18,900円			
ア 前年繰越額		0円			
イ 本年収入額		18,900円			
(2) 支出総額		18,900円			
2 収入・支出の内訳					
(1) 収入の内訳					
ア 寄附					
	(イ) 寄附				
	a 政治団体からの寄附				
合計		18,900円			
[寄附の内訳]					

ア 政治団体からの寄附 (寄附者の名称)	(金 額)	(主たる事務所の所在地)	(1) 収入総額	0円
その他の寄附	18,900円		ア 前年繰越額	0円
(2) 支出の内訳			イ 本年収入額	0円
ア 政治活動費			(2) 支出総額	0円
(イ) その他の経費	18,900円		1 収入・支出の総額	0円
合計	18,900円		(1) 収入総額	0円
政治団体の名称	平政会		ア 前年繰越額	0円
報告年月日	平成21年11月30日		イ 本年収入額	0円
(平成21年分)			(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額			1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	145,792円		(1) 収入総額	420,000円
ア 前年繰越額	79,739円		ア 前年繰越額	420,000円
イ 本年収入額	66,053円		イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	145,792円		(2) 支出総額	0円
2 収入・支出の内訳			政治団体の名称	武井敏男後援会
(1) 収入の内訳			報告年月日	平成21年11月9日
ア 個人の負担する党費又は会費	66,000円		(平成17年分)	
イ その他の収入	(2人)		1 収入・支出の総額	
10万円未満の収入	53円		(1) 収入総額	420,000円
合計	66,053円		ア 前年繰越額	420,000円
(2) 支出の内訳			イ 本年収入額	0円
ア 政治活動費			(2) 支出総額	0円
(イ) 組織活動費	145,792円		1 収入・支出の総額	0円
合計	145,792円		(1) 収入総額	420,000円
政治団体の名称	小高はるお後援会		ア 前年繰越額	420,000円
報告年月日	平成21年11月16日		イ 本年収入額	0円
(平成19年分)			(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額			1 収入・支出の総額	0円

1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	420,000円	ㄥ 本年収入額	0円
ㄱ 前年繰越額	420,000円	(2) 支出総額	0円
ㄎ 本年収入額	0円	(平成21年分)	
(2) 支出総額	0円	1 収入・支出の総額	420,000円
(平成20年分)		(1) 収入総額	420,000円
1 収入・支出の総額	420,000円	ㄱ 前年繰越額	420,000円
(1) 収入総額	420,000円	ㄎ 本年収入額	0円
ㄱ 前年繰越額	420,000円	(2) 支出総額	0円

埼玉県選管告示第百七十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。(平成21年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
板川 文夫	越谷市長	板川文夫と歩む会	平成二十一年十一月十一日	平成二十一年十一月十九日
木内 やよい	三郷市議会議員	木内やよい後援会	平成二十一年十一月十日	平成二十一年十一月三十日
高比良 繁 俊	三郷市議会議員	たかひら繁俊後援会	平成二十一年十一月二十日	平成二十一年十一月三十日
広沢 昇	八潮市議会議員	広沢のぼる後援会	平成二十一年十一月三十日	平成二十一年十一月三十日

埼玉県選管告示第百七十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第三条第一項に規定する政治団体から、同法第十二条第一項の規定による平成二十年分の収支報告書の提出があ

政治団体の名称 自由民主党岡部支部

報告年月日 平成21年4月7日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	1,601,638円	2 収入・支出の内訳	
ㄱ 前年繰越額	1,184,190円	(1) 収入の内訳	
ㄎ 本年収入額	417,448円	ㄱ 個人の負担する党費又は会費	180,000円
(2) 支出総額	159,550円	ㄎ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	(75人)
		(ㄱ) 自由民主党埼玉県支部連合会	235,500円
		ㄎ その他の収入	

つたので、同法第二十条第一項の規定により次のとおりその要旨を公表する。

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

平成二十一年十二月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

10万円未満の収入		1,948円	イ 本年収入額	356,593円
合計		417,448円	(2) 支出総額	390,645円
(2) 支出の内訳			2 収入・支出の内訳	
ア 政治活動費			(1) 収入の内訳	
イ 組織活動費		159,550円	ア 個人の負担する党費又は会費	296,400円
合計		159,550円	イ その他の収入	(127人)
政治団体の名称	自由民主党川本支部		10万円未満の収入	60,193円
報告年月日	平成21年4月21日		合計	356,593円
1 収入・支出の総額			(2) 支出の内訳	
(1) 収入総額		548,232円	ア 政治活動費	238,885円
ア 前年繰越額		194,964円	イ 組織活動費	151,760円
イ 本年収入額		353,268円	イ 調査研究費	390,645円
(2) 支出総額		326,818円	合計	
2 収入・支出の内訳			政治団体の名称	自由民主党埼玉県北第六区第一支部
(1) 収入の内訳			報告年月日	平成21年4月16日
ア 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			1 収入・支出の総額	
イ 自由民主党埼玉県支部連合会		352,900円	(1) 収入総額	160,243円
イ その他の収入		368円	ア 前年繰越額	160,243円
合計		353,268円	イ 本年収入額	0円
(2) 支出の内訳			(2) 支出総額	0円
ア 政治活動費			政治団体の名称	自由民主党埼玉県福祉支部
イ 組織活動費		114,518円	報告年月日	平成21年6月23日
イ 選挙関係費		212,300円	1 収入・支出の総額	
合計		326,818円	(1) 収入総額	133,900円
政治団体の名称	自由民主党児玉支部		ア 前年繰越額	0円
報告年月日	平成21年4月7日		イ 本年収入額	133,900円
1 収入・支出の総額			(2) 支出総額	133,900円
(1) 収入総額		449,249円	2 収入・支出の内訳	
ア 前年繰越額		92,656円	(1) 収入の内訳	

<p>ア 本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p>			
(イ)	自由民主党埼玉県支部連合会	133,900円	0円
合 計		133,900円	0円
<p>(2) 支出の内訳</p>			
ア	経常経費	133,900円	0円
(イ)	事務所費	133,900円	0円
合 計		133,900円	0円
<p>政治団体の名称 自由民主党杉戸支部</p>			
<p>報告年月日 平成21年5月7日</p>			
<p>1 収入・支出の総額</p>			
(1)	収入総額	2,228,703円	1,254,160円
ア	前年繰越額	1,254,703円	869,398円
イ	本年収入額	974,000円	384,762円
(2)	支出総額	1,096,803円	140,877円
<p>2 収入・支出の内訳</p>			
(1)	収入の内訳		
ア	本部又は支部から供与された交付金に係る収入		222,500円
(イ)	自由民主党埼玉県支部連合会	474,000円	1,462円
(イ)	自由民主党埼玉県第14選挙区支部	500,000円	384,762円
合 計		974,000円	1,462円
(2)	支出の内訳		
ア	経常経費		384,762円
(イ)	事務所費	236,265円	1,190円
イ	政治活動費	708,538円	139,687円
(イ)	組織活動費	152,000円	140,877円
(イ)	選挙関係費	152,000円	140,877円
合 計		1,096,803円	140,877円
<p>政治団体の名称 自由民主党長瀬町支部</p>			
<p>報告年月日 平成21年6月29日</p>			
<p>1 収入・支出の総額</p>			
(1)	収入総額		3,736,440円
<p>政治団体の名称 自由民主党花園支部</p>			
<p>報告年月日 平成21年4月3日</p>			
<p>1 収入・支出の総額</p>			
(1)	収入総額	1,254,160円	1,254,160円
ア	前年繰越額	869,398円	869,398円
イ	本年収入額	384,762円	384,762円
(2)	支出総額	140,877円	140,877円
<p>2 収入・支出の内訳</p>			
(1)	収入の内訳		
ア	個人の負担する党費又は会費	160,800円	160,800円
		(67人)	
イ	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	222,500円	222,500円
(イ)	自由民主党埼玉県支部連合会	474,000円	1,462円
ウ	その他の収入	10万円未満の収入	384,762円
合 計		974,000円	1,462円
(2)	支出の内訳		
ア	経常経費		384,762円
(イ)	事務所費	236,265円	1,190円
イ	政治活動費	708,538円	139,687円
(イ)	組織活動費	152,000円	140,877円
(イ)	選挙関係費	152,000円	140,877円
合 計		1,096,803円	140,877円

ア 前年繰越額	1,324,713円	(1) 収入総額	2,196,458円
イ 本年収入額	2,411,727円	ア 前年繰越額	824,888円
(2) 支出総額	2,563,610円	イ 本年収入額	1,371,570円
2 収入・支出の内訳		(2) 支出総額	1,302,910円
(1) 収入の内訳		2 収入・支出の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	1,066,000円	(1) 収入の内訳	
	(287人)	ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		(ア) 役員会総会会費	68,000円
(ア) 総会開催事業	280,000円	(イ) 自衛隊富士演習会費	378,000円
ウ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		イ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
(ア) 自由民主党埼玉県支部連合会	663,600円	(ア) 自由民主党埼玉県第9選挙区支部	300,000円
(イ) 自由民主党埼玉県第9選挙区支部	400,000円	(イ) 自由民主党埼玉県支部連合会	625,200円
エ その他の収入		ウ その他の収入	
10万円未満の収入	2,127円	10万円未満の収入	370円
合計	2,411,727円	合計	1,371,570円
(2) 支出の内訳		(2) 支出の内訳	
ア 経常経費		ア 経常経費	
(ア) 人件費	150,000円	(ア) 事務所費	89,735円
(イ) 備品・消耗品費	136,817円	イ 政治活動費	
イ 政治活動費		(ア) 組織活動費	1,180,929円
(ア) 組織活動費	962,990円	(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	20,000円
(イ) 選挙関係費	154,303円	ア 宣伝事業費	20,000円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	60,000円	ウ その他の経費	12,246円
α 宣伝事業費	60,000円	合計	1,302,910円
(イ) 寄附・交付金	1,066,000円		
(イ) その他の経費	33,500円		
合計	2,563,610円		
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	1,066,000円)		
政治団体の名称	自由民主党日高支部	政治団体の名称	自由民主党鷲宮支部
報告年月日	平成21年8月5日	報告年月日	平成21年7月28日
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	753,017円
		ア 前年繰越額	614,092円
		イ 本年収入額	138,925円
		(2) 支出総額	10,960円

2 収入・支出の内訳		1 収入・支出の総額	
(1) 収入の内訳	(1) 収入総額	(1) 収入総額	20,011,818円
ア 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	ア 前年繰越額	ア 前年繰越額	16,284,465円
イ 自由民主党埼玉県第14選挙区支部	イ 本年収入額	イ 本年収入額	3,727,353円
イ その他の収入	(2) 支出総額	(2) 支出総額	3,541,406円
10万円未満の収入	2 収入・支出の内訳	2 収入・支出の内訳	
合計	(1) 収入の内訳	ア 個人の負担する党費又は会費	3,384,000円
(2) 支出の内訳	ア 収入の内訳	イ 寄附	(72人)
ア 政治活動費	イ 寄附	(イ) 寄附	
(イ) 組織活動費	ウ その他の収入	ウ その他の収入	292,000円
合計	10万円未満の収入	合計	51,353円
政治団体の名称	会田しげお後援会	[寄附の内訳]	3,727,353円
報告年月日	平成21年4月1日	ア 政治団体からの寄附	
1 収入・支出の総額	(1) 収入総額	(イ) 寄附者の名称	(金額)
(1) 収入総額	0円	埼玉県医師連盟	292,000円
ア 前年繰越額	0円	(2) 支出の内訳	(事務所の所在地)
イ 本年収入額	0円	ア 政治活動費	さいたま市
(2) 支出総額	0円	(イ) 選挙関係費	797,154円
政治団体の名称	アケセス21	(イ) 寄附・交付金	2,520,000円
資金管理団体の届出をした者の氏名	手塚しげみ	(ウ) その他の経費	224,252円
資金管理団体の届出に係る公職の種類	坂戸市議会議員	合計	3,541,406円
報告年月日	平成21年10月6日	3 資産等の内訳	
1 収入・支出の総額	(1) 収入総額	(1) 預金又は貯金	
(1) 収入総額	0円	(残高)	
ア 前年繰越額	0円	10,000,000円	
イ 本年収入額	0円	政治団体の名称	浅野みえ子と地域の会
(2) 支出総額	0円	報告年月日	平成21年4月6日

報告年月日 平成21年4月15日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額

政治団体の名称 石川会

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の届出に係る公職の種類

報告年月日 平成21年10月23日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額

政治団体の名称 石川もとき後援会

報告年月日 平成21年10月23日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額

政治団体の名称 石田昇後援会

報告年月日 平成21年5月11日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額

政治団体の名称 泉の会
 報告年月日 平成21年6月29日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附

イ その他の収入

10万円未満の収入

合計

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

春山茂之

その他の寄附

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 人件費

(イ) 備品・消耗品費

(ウ) 事務所費

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費

a その他の事業費

(ウ) 寄附・交付金

合計

(金額)

500,000円

5,880,000円

(住所) 本市

1,125,200円

120,400円

283,045円

89,840円

700,985円

700,985円

4,500,000円

6,819,470円

6,819,470円

政治団体の名称 **いそだ久子後援会**
 報告年月日 平成21年5月11日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額

0円
0円
0円
0円
0円

政治団体の名称 **いわや一弘後援会**
 報告年月日 平成21年4月8日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額

0円
0円
0円
0円
0円

政治団体の名称 **市川こういち後援会**
 報告年月日 平成21年4月10日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額

0円
0円
0円
0円
0円

政治団体の名称 **大石まさひで後援会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名 **大石正英**
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **ふじみ野市議会議員**
 報告年月日 平成21年10月29日

大石正英
ふじみ野市議会議員

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額

765,576円
735,576円
30,000円
308,300円

政治団体の名称 **今村のり子後援会**
 報告年月日 平成21年5月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額

0円
0円
0円
0円
0円

2 収入・支出の内訳
 (1) 収入の内訳
 ア 寄附
 (ア) 寄附
 a 政治団体からの寄附
 合計
 [寄附の内訳]

30,000円
30,000円
30,000円

政治団体の名称 **岩崎のぶひろ後援会**

報告年月日 平成21年4月7日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額

0円
0円
0円
0円
0円

ア 政治団体からの寄附
 (寄附者の名称)

(金額) (事務所の所在地)

その他の寄附 30,000円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費 96,000円
 (ア) 組織活動費
 (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 140,000円

a 機関紙誌の発行事業費
 (ウ) 調査研究費
 合計 140,000円
 72,300円
 308,300円

政治団体の名称 **大石みえこ後援会**
 報告年月日 平成21年5月13日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 375,835円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 375,835円
 (2) 支出総額 375,835円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳
 ア 寄附
 (ア) 寄附
 a 個人からの寄附 275,835円
 b 政治団体からの寄附 100,000円
 合計 375,835円
 [寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)
 大石 みえこ 275,835円 越谷市

イ 政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)
 民主党埼玉県総支部連合会 100,000円 さいたま市

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費 72,720円
 (ア) 組織活動費 303,115円
 (イ) 調査研究費 375,835円
 合計

政治団体の名称 **大里政経研究会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 小林哲也
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員
 報告年月日 平成21年4月20日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 11,770,000円
 ア 前年繰越額 11,770,000円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 6,000,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳
 ア 政治活動費
 (ア) 寄附・交付金 6,000,000円
 合計 6,000,000円

政治団体の名称 **大野ミヨ子後援会**
 報告年月日 平成21年5月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **大宮医師連盟**

報告年月日 平成21年6月10日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 10,256,363円
 ア 前年繰越額 8,692,363円
 イ 本年収入額 1,564,000円
 (2) 支出総額 786,830円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳
 ア 個人の負担する党費又は会費 676,000円

イ 寄 附		(220人)	
(ウ) 寄 附			
a 政治団体からの寄附	888,000円		
合 計	1,564,000円		
[寄附の内訳]			
ア 政治団体からの寄附			
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	
埼玉県医師連盟	888,000円	さいたま市	
(2) 支出の内訳			
ア 経 常 経 費			
(ウ) 事 務 所 費	466,995円		
イ 政 治 活 動 費	212,000円		
(ウ) 組 織 活 動 費	5,775円		
(ウ) 選 挙 関 係 費	102,060円		
(ウ) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	102,060円		
a その他の事業費	786,830円		
合 計			
政治団体の名称	岡田ひでお後援会		
報告年月日	平成21年4月22日		
1 収入・支出の総額			
(1) 収 入 総 額	0円		
イ 前 年 繰 越 額	0円		
イ 本 年 収 入 額	0円		
(2) 支 出 総 額	0円		
政治団体の名称	小川明仁後援会		
報告年月日	平成21年4月6日		
1 収入・支出の総額			
(1) 収 入 総 額	0円		
イ 前 年 繰 越 額	0円		
イ 本年収入額			
(2) 支 出 総 額			
政治団体の名称	香川たけふみ後援会		
報告年月日	平成21年4月17日		
1 収入・支出の総額			
(1) 収 入 総 額	40,000円		
ア 前 年 繰 越 額	0円		
イ 本 年 収 入 額	40,000円		
(2) 支 出 総 額	40,000円		
2 収入・支出の内訳			
(1) 収 入 の 内 訳			
ア 寄 附			
(ウ) 寄 附			
a 政治団体からの寄附	40,000円		
合 計	40,000円		
[寄附の内訳]			
ア 政治団体からの寄附			
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	
その他の寄附	40,000円		
(2) 支出の内訳			
ア 政 治 活 動 費			
(ウ) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	40,000円		
a 機関紙誌の発行事業費	40,000円		
合 計	40,000円		
政治団体の名称	春日部市医師連盟		
報告年月日	平成21年4月2日		
1 収入・支出の総額			
(1) 収 入 総 額	4,923,861円		
ア 前 年 繰 越 額	3,634,917円		
イ 本 年 収 入 額	1,288,944円		

(2) 支出総額	693,614円	政治団体の名称	金子よしのり後援会
2 収入・支出の内訳		報告年月日	平成21年4月2日
(1) 収入の内訳		1 収入・支出の総額	0円
ア 個人の負担する党費又は会費	915,000円 (91人)	(1) 収入総額	0円
イ 寄附		ア 前年繰越額	0円
(イ) 寄附		イ 本年収入額	0円
a 政治団体からの寄附	368,000円	(2) 支出総額	0円
ウ その他の収入	5,944円	2 収入・支出の内訳	
10万円未満の収入	1,288,944円	(1) 収入総額	1,060,567円
合計	1,288,944円	ア 前年繰越額	1,060,567円
[寄附の内訳]		イ 本年収入額	0円
ア 政治団体からの寄附		(2) 支出総額	79,590円
(寄附者の名称)	(金額)	(1) 支出の内訳	
埼玉県医師連盟	368,000円	ア 経常経費	37,590円
さいたま市	(事務所の所在地)	(イ) 政治活動費	42,000円
(2) 支出の内訳		(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	42,000円
ア 経常経費	40,000円	a 機関紙誌の発行事業費	42,000円
(イ) 人件費	40,000円	合計	79,590円
イ 政治活動費	533,360円		
(イ) 組織活動費	20,254円		
(イ) 選挙関係費	100,000円		
(イ) 寄附・交付金	693,614円		
合計	693,614円		
政治団体の名称	金子よしのり後援会	政治団体の名称	川田とらお後援会
報告年月日	平成21年4月2日	報告年月日	平成21年4月17日
1 収入・支出の総額	0円	1 収入・支出の総額	80,000円
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	80,000円
ア 前年繰越額	0円	ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	80,000円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	46,890円
2 収入・支出の内訳		2 収入・支出の内訳	

(1) 収入の内訳									
ア 寄 附									
(イ) 寄 附									
a 政治団体からの寄附									
合 計									
[寄附の内訳]									
ア 政治団体からの寄附									
(寄附者の名称)	(金 額)	(事務所の所在地)							
その他の寄附	80,000円								
(2) 支出の内訳									
ア 政治活動費									
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費									
a 機関紙誌の発行事業費	46,890円								
合 計	46,890円								
政治団体の名称	川畑勝弘後援会								
報告年月日	平成21年10月28日								
1 収入・支出の総額									
(1) 収 入 総 額	0円								
ア 前 年 繰 越 額	0円								
イ 本 年 収 入 額	0円								
(2) 支 出 総 額	0円								
政治団体の名称	ガンパレまっちゃん鈴木松蔵後援会								
報告年月日	平成21年9月4日								
1 収入・支出の総額									
(1) 収 入 総 額	757,146円								
ア 前 年 繰 越 額	186,242円								
イ 本 年 収 入 額	570,904円								
(2) 支 出 総 額	363,090円								
2 収入・支出の内訳									
(1) 収 入 の 内 訳									
ア 個人の負担する党費又は会費									64,000円
(イ) 寄 附									(32人)
a 個人からの寄附									506,000円
ウ その他の寄附									904円
10万円未満の収入									
合 計									570,904円
[寄附の内訳]									
ア 個人からの寄附									
(寄附者の氏名)	(金 額)	(住 所)							
長谷川 みよ子	500,000円	久 喜 市							
その他の寄附	6,000円								
(2) 支出の内訳									
ア 経 常 経 費									
(イ) 備品・消耗品費									29,054円
イ 政治活動費									
(イ) 組織活動費									169,902円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費									22,028円
a 機関紙誌の発行事業費									22,028円
(イ) 調査研究費									57,420円
(イ) 寄附・交付金									20,000円
(イ) その他の経費									64,686円
合 計									363,090円
政治団体の名称	キッズファミリー								
報告年月日	平成21年4月13日								
1 収入・支出の総額									
(1) 収 入 総 額									16,351円
ア 前 年 繰 越 額									16,351円
イ 本 年 収 入 額									0円
(2) 支 出 総 額									0円

政治団体の名称 **久保啓一後援会**
 報告年月日 平成21年4月8日
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額

政治団体の名称 **くらしま美恵子と歩む会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名 倉嶋美恵子
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 川越市議会議員
 報告年月日 平成21年4月6日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額

政治団体の名称 **黒須喜一後援会**
 報告年月日 平成21年4月22日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額
 2 収入・支出の内訳
 (1) 収入の内訳
 ア 寄附
 (イ) 寄附

合計 a 個人からの寄附

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附 (寄附者の氏名) (金額) (住所)
 黒須喜一 80,000円 蓮田市

(2) 支出の内訳
 ア 経常経費 3,500円
 (イ) 備品・消耗品費 36,000円
 (ロ) 事務所費
 イ 政治活動費 38,500円
 (イ) 組織活動費 78,000円

合計

政治団体の名称 **グロウイング草加**
 報告年月日 平成21年4月9日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **小泉龍司後援会**

報告年月日 平成21年6月29日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 22,000,000円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 22,000,000円
 (2) 支出総額 19,150,524円
 2 収入・支出の内訳
 (1) 収入の内訳
 ア 寄附 附

合計 a 政治団体からの寄附 22,000,000円

合 計		22,000,000円	22,000,000円		5,500,000円	
〔寄附の内訳〕						
ア 政治団体からの寄附						
(寄附者の名称)		(金 額)	(事務所の所在地)			
龍の会		22,000,000円	秩 父 市			
(2) 支出の内訳						
ア 経 常 経 費						
(ア) 人 件 費		1,218,666円				
(イ) 光 熱 水 費		164,009円				
(ロ) 備品・消耗品費		2,908,199円				
(ハ) 事 務 所 費		7,115,054円				
イ 政治活動費						
(ア) 組織活動費		3,202,723円				
(イ) 選挙関係費		15,000円				
(ロ) 機関紙誌の発行その他の事業費		4,474,734円				
a 機関紙誌の発行事業費		189,000円				
b 宣伝事業費		4,285,734円				
(ハ) 調査研究費		52,139円				
合 計		19,150,524円				
政治団体の名称		小泉龍司本庄地区後援会				
報告年月日		平成21年6月29日				
1 収入・支出の総額						
(1) 収 入 総 額		9,226,497円				
ア 前年繰越額		2,851,997円				
イ 本年収入額		6,374,500円				
(2) 支 出 総 額		7,618,228円				
2 収入・支出の内訳						
(1) 収 入 の 内 訳						
ア 寄 附 附						
(ア) 寄 附 附						
a 個人からの寄附		872,000円				
(2) 支 出 の 内 訳						
ア 経 常 経 費						
(ア) 人 件 費		1,383,400円				
(イ) 光 熱 水 費		306,636円				
(ロ) 備品・消耗品費		1,634,571円				
(ハ) 事 務 所 費		2,059,552円				
イ 政治活動費						
(ア) 組織活動費		1,248,729円				
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費		955,100円				
a 宣伝事業費		286,620円				
b その他の事業費		668,480円				
(ロ) 調査研究費		30,240円				
合 計		7,618,228円				
政治団体の名称		小島清人後援会				
報告年月日		平成21年5月1日				
1 収入・支出の総額						
(1) 収 入 総 額		100,000円				
ア 前年繰越額		0円				
イ 本年収入額		100,000円				

(イ) 後援会研修旅行	104,400円
合計	104,400円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
イ 備品・消耗品費	3,113円
イ 政治活動費	
(イ) 組織活動費	246,084円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	57,397円
a 機関紙誌の発行事業費	47,397円
b 宣伝事業費	10,000円
合計	306,594円

政治団体の名称 **近藤よしのり後援会**

報告年月日 平成21年4月28日

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	256,996円
ア 前年繰越額	256,996円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **埼玉県商工政治連盟杉戸支部**

報告年月日 平成21年4月6日

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	28,828円
ア 前年繰越額	2,824円
イ 本年収入額	26,004円
(2) 支出総額	26,000円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 借入金	金
(イ) 関口博正	26,000円
イ その他の収入	

10万円未満の収入

合計	4円
(2) 支出の内訳	26,004円
ア 政治活動費	
(イ) 寄附・交付金	26,000円
合計	26,000円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	26,000円)

政治団体の名称 **さいたま市の未来を築く会**

報告年月日 平成21年4月15日

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	295,843円
ア 前年繰越額	295,427円
イ 本年収入額	416円
(2) 支出総額	80,564円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア その他の収入	10万円未満の収入
合計	416円
(2) 支出の内訳	416円
ア 経常経費	
(イ) 事務所費	57,464円
イ 政治活動費	
(イ) 組織活動費	23,100円
合計	80,564円

政治団体の名称 **埼玉自由党**

報告年月日 平成21年4月20日

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	2,049,045円
ア 前年繰越額	1,186,043円

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
イ 備品・消耗品費	32,428円
イ 政治活動費	36,720円
イ 組織活動費	69,148円
合計	

政治団体の名称 **さわやか品子蓮田後援会**
 報告年月日 平成21年9月10日

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	109円
ア 前年繰越額	109円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **しのだ正巳後援会**
 報告年月日 平成21年4月1日

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	108,693円
ア 前年繰越額	8,693円
イ 本年収入額	100,000円
(2) 支出総額	0円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄附	
イ 政治活動費	
ア 寄附	
イ 政治活動費	
合計	100,000円
ア 政治団体からの寄附	100,000円

政治団体からの寄附
 (寄附者の名称) 民主党埼玉県総支部連合会
 (金額) 70,000円
 (事務所の所在地) さいたま市

その他の寄附 30,000円

政治団体の名称 **渋谷とみ子の会**
 報告年月日 平成21年4月13日

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	48,512円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	48,512円
(2) 支出総額	48,512円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄附	
イ 政治活動費	
ア 寄附	
イ 政治活動費	
合計	48,512円
ア 個人からの寄附	48,512円

政治団体の名称 **島田誠後援会**
 報告年月日 平成21年4月1日

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	48,512円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	48,512円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
イ 政治活動費	
ア 経常経費	
イ 政治活動費	
合計	47,712円
ア 個人からの寄附	47,712円
イ 機関紙誌の発行事業費	48,512円

政治団体からの寄附
 (寄附者の氏名) 島田誠
 (金額) 48,512円
 (住所) さいたま市

イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
政治団体の名称	島村しみ子後援会
報告年月日	平成21年4月7日
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

合計	126,000円
政治団体の名称	清水まさゆきを育てる会
報告年月日	平成21年5月27日
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 島村みのる後援会
報告年月日 平成21年5月18日

政治団体の名称 清水まさゆき後援会
報告年月日 平成21年6月2日

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	126,000円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	126,000円
(2) 支出総額	126,000円

1 収入・支出の総額	259,282円
(1) 収入総額	149,061円
ア 前年繰越額	110,221円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

2 収入・支出の内訳

2 収入・支出の内訳

ア 寄附
(ア) 寄附

ア 寄附
(ア) 寄附
a 政治団体からの寄附

合計	126,000円
合 計	126,000円

合計	110,000円
合 計	110,221円

ア 個人からの寄附
〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附
〔寄附の内訳〕
イ その他の収入
10万円未満の収入

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
島村 穰	126,000円	上尾市

(寄附者の氏名)	(金額)	(事務所の所在地)
民主党埼玉県総支部連合会	110,000円	さいたま市

(2) 支出の内訳
ア 政治活動費

ア 政治活動費
(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費
a 機関紙誌の発行事業費

(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費	126,000円
a 機関紙誌の発行事業費	126,000円

政治団体の名称 志村しげる後援会
報告年月日 平成21年4月3日

1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額	0円			
ア 前年繰越額	0円			
イ 本年収入額	0円			
(2) 支出総額	0円			
政治団体の名称 新世紀を考える会				
資金管理団体の届出をした者の氏名 中 村 興 夫				
資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員				
報告年月日 平成21年5月7日				
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額	207円			
ア 前年繰越額	207円			
イ 本年収入額	0円			
(2) 支出総額	0円			
政治団体の名称 信政塾				
報告年月日 平成21年4月20日				
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額	1,200,000円			
ア 前年繰越額	0円			
イ 本年収入額	1,200,000円			
(2) 支出総額	1,200,000円			
2 収入・支出の内訳				
(1) 収入の内訳	1,200,000円			
ア 個人の負担する党費又は会費	1,200,000円			
	(10人)			
合 計	1,200,000円			
(2) 支出の内訳				
ア 政治活動費	613,820円			
イ 組織活動費	365,500円			
ロ 機関紙誌の発行その他の事業費				
a 宣伝事業費				
イ 収入の内訳				
(1) 収入の総額	2,268,181円			
ア 前年繰越額	1,928,181円			
イ 本年収入額	340,000円			
(2) 支出総額	781,029円			
2 収入・支出の内訳				
(1) 収入の内訳				
ア 寄附				
イ 寄附				
ロ 寄附				
ハ 寄附				
ニ 寄附				
ホ 寄附				
ヘ 寄附				
ヘ ア 政治団体からの寄附	340,000円			
ヘ イ 政治団体からの寄附	340,000円			
合 計	340,000円			
〔寄附の内訳〕				
ア 政治団体からの寄附				
イ 政治団体からの寄附	(金額)		(事務所の所在地)	
イ さわやか会	340,000円		川 越 市	
(2) 支出の内訳				
ア 経常経費				
イ 備品・消耗品費				
ロ 政治活動費	419,337円			
ハ 組織活動費	283,500円			
ニ 機関紙誌の発行その他の事業費	283,500円			
ホ 宣伝事業費	283,500円			
合 計	781,029円			
政治団体の名称 杉戸町上田清司後援会				
報告年月日 平成21年11月19日				

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **鈴木健一後援会**
 報告年月日 平成21年6月1日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 245,000円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 245,000円
 (2) 支出総額 245,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳
 ア 寄附
 (イ) 寄附
 a 個人からの寄附 245,000円
 合計 245,000円
 [寄附の内訳]
 ア 個人からの寄附 245,000円

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)
 鈴木健一 245,000円 東松山市
 (2) 支出の内訳
 ア 政治活動費
 (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 245,000円
 a 機関紙誌の発行事業費 245,000円
 合計 245,000円

政治団体の名称 **政経ルネッサンス21**
 報告年月日 平成21年4月9日
 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **政治結社大日本松勇會**
 報告年月日 平成21年4月1日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **せとぐち幸子後援会**

報告年月日 平成21年10月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **税理士による武正公一後援会**

報告年月日 平成21年5月14日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 624,989円
 ア 前年繰越額 394,219円
 イ 本年収入額 230,770円
 (2) 支出総額 104,794円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳
 ア 個人の負担する党費又は会費 140,000円
 (28人)

政治団体の名称	高橋ブライクソン久美子とすむ会	政治団体の名称	田島きみ子と越生町を元気にする会	合計	548,275円
資金管理団体の届出をした者の氏名	高橋 ブライクソン 久美子	報告年月日	平成21年4月20日	政治団体の名称	秩父郡市農協政治連盟
資金管理団体の届出に係る公職の種類	狭山市議会議員	報告年月日	平成21年5月22日	報告年月日	平成21年6月19日
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	174,629円
(1) 収入総額	548,275円	(1) 収入総額	50,391円	(1) 収入総額	31,846円
ア 前年繰越額	5,600円	ア 前年繰越額	50,307円	ア 前年繰越額	328,505円
イ 本年収入額	542,675円	イ 本年収入額	84円	イ 本年収入額	360,351円
(2) 支出総額	548,275円	(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	187,924円
2 収入・支出の内訳		2 収入・支出の内訳		ア 政治活動費	
(1) 収入の内訳		(1) 収入の内訳		(イ) 組織活動費	24,000円
ア 個人の負担する党費又は会費	32,000円	ア その他の収入	10万円未満の収入	合計	24,000円
イ 寄附	(32人)	合計			
(イ) 寄附		政治団体の名称	田島としかね後援会		
a 個人からの寄附	448,510円	報告年月日	平成21年4月7日		
ウ 機関紙誌の発行その他による収入	62,165円	1 収入・支出の総額			
(イ) その他催物事業	62,165円	(1) 収入総額	24,206円		
合計	542,675円	ア 前年繰越額	24,206円		
[寄附の内訳]		イ 本年収入額	0円		
ア 個人からの寄附		(2) 支出総額	24,000円		
(寄附者の氏名)	(金額)	2 収入・支出の内訳			
高橋 ブライクソン 久美子	433,310円	(1) 支出の内訳			
その他の寄附	15,200円	ア 政治活動費			
(2) 支出の内訳		(イ) 組織活動費	24,000円		
ア 経常経費	187,924円	合計	24,000円		
(イ) 事務所費					
イ 政治活動費		政治団体の名称	秩父郡市農協政治連盟		
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	360,351円	報告年月日	平成21年6月19日		
a 機関紙誌の発行事業費	328,505円	1 収入・支出の総額			
b その他の事業費	31,846円	(1) 収入総額	174,629円		

ア 前年繰越額	62,505円	政治団体の名称	翼の会		
イ 本年収入額	112,124円	報告年月日	平成21年4月1日		
(2) 支出総額	112,000円	1 収入・支出の総額			
2 収入・支出の内訳		(1) 収入総額		539,210円	
ア 個人の負担する党費又は会費	112,000円	ア 前年繰越額		469,210円	
	(102人)	イ 本年収入額		70,000円	
イ その他の収入		(2) 支出総額		80,514円	
10万円未満の収入	124円	2 収入・支出の内訳			
合計	112,124円	(1) 収入の内訳			
(2) 支出の内訳		ア 寄附			
ア 政治活動費		ア 寄附	附		
(イ) 寄附・交付金	112,000円	ア 政治団体からの寄附			
合計	112,000円	合計		70,000円	
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	112,000円	[寄附の内訳]			
政治団体の名称	土屋祥吉後援会	ア 政治団体からの寄附			
報告年月日	平成21年4月2日	(寄附者の名称)	(金 額)	(事務所の所在地)	
1 収入・支出の総額		その他の寄附	70,000円		
(1) 収入総額	0円	(2) 支出の内訳			
ア 前年繰越額	0円	ア 経常経費			
イ 本年収入額	0円	(イ) 備品・消耗品費		3,854円	
(2) 支出総額	0円	イ 政治活動費		800円	
		(イ) 組織活動費		40,000円	
		(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費		40,000円	
		ア 機関紙誌の発行事業費		35,850円	
		合計		80,514円	
政治団体の名称	常見勝後援会	政治団体の名称	手島こうせい後援会		
報告年月日	平成21年4月2日	報告年月日	平成21年4月1日		
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額		886,263円	
ア 前年繰越額	0円	ア 前年繰越額		806,263円	
イ 本年収入額	0円				
(2) 支出総額	0円				

イ 本年収入額	80,000円	報告年月日	平成21年4月3日
(2) 支出総額	0円	1 収入・支出の総額	
2 収入・支出の内訳		(1) 収入総額	3,292,145円
ア 収入の内訳		ア 前年繰越額	102,645円
ア 寄附		イ 本年収入額	3,189,500円
(ア) 寄附		(2) 支出総額	2,698,643円
a 政治団体からの寄附	80,000円	2 収入・支出の内訳	
政治団体からの寄附	80,000円	(1) 収入の内訳	
[寄附の内訳]		ア 寄附	
ア 政治団体からの寄附		(ア) 寄附	
(寄附者の名称)	(金額)	a 個人からの寄附	1,000,000円
民主党埼玉県総支部連合会	80,000円	b 政治団体からの寄附	2,100,000円
(事務所の所在地)		イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
さいたま市		(ア) 市政報告会	89,500円
合計		合計	3,189,500円
[寄附の内訳]		[寄附の内訳]	
ア 政治団体の名称		ア 個人からの寄附	
(寄附者の名称)	(金額)	(寄附者の氏名)	(金額)
手塚しげみ後援会	316,000円	富岡勝則	1,000,000円
報告年月日	平成21年10月6日	政治団体からの寄附	
1 収入・支出の総額		(寄附者の名称)	(金額)
(1) 収入総額	216,000円	新しい朝霞をつくる会	2,100,000円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出の内訳	
2 収入・支出の内訳		ア 経常経費	
(1) 収入の内訳		(ア) 人件費	960,000円
ア 寄附		(イ) 備品・消耗品費	283,373円
(ア) 寄附		イ 政治活動費	
a 政治団体からの寄附	100,000円	(ア) 組織活動費	876,510円
[寄附の内訳]		(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	578,760円
ア 政治団体からの寄附	100,000円	a 宣伝事業費	578,760円
(寄附者の名称)	(金額)	合計	2,698,643円
民主党埼玉県総支部連合会	100,000円		
(事務所の所在地)			
さいたま市			
合計			
政治団体の名称			
とみおか勝則後援会			

政治団体の名称	報告年月日	努力をすれば報われる社会を実現する会	政治団体の名称	報告年月日	中野和信後援会	政治団体の名称	報告年月日	中野和信後援会	政治団体の名称	報告年月日	永井さとるを支援する会
1 収入・支出の総額			(2) 支出総額		0円	1 収入・支出の総額			1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額		1,000,000円	政治団体の名称			(1) 収入総額		442,036円	(1) 収入総額		0円
ア 前年繰越額		0円	報告年月日		平成21年4月13日	ア 前年繰越額		442,036円	ア 前年繰越額		0円
イ 本年収入額		1,000,000円	1 収入・支出の総額			イ 本年収入額		0円	イ 本年収入額		0円
(2) 支出総額		919,344円	(2) 支出総額		0円	(1) 収入・支出の総額			(1) 収入・支出の総額		
2 収入・支出の内訳			政治団体の名称			政治団体の名称			政治団体の名称		
(1) 収入の内訳			報告年月日		平成21年5月7日	報告年月日		平成21年4月16日	報告年月日		平成21年6月9日
ア 寄附			1 収入・支出の総額			1 収入・支出の総額			1 収入・支出の総額		
ア 寄附			(1) 収入総額		616,431円	(1) 収入総額		442,036円	(1) 収入総額		0円
(ア) 寄附			ア 前年繰越額		616,431円	ア 前年繰越額		0円	ア 前年繰越額		0円
ア 個人からの寄附			イ 本年収入額		0円	イ 本年収入額		0円	イ 本年収入額		0円
合計		1,000,000円	(2) 支出総額		0円	(2) 支出総額		0円	(2) 支出総額		0円
〔寄附の内訳〕			政治団体の名称			政治団体の名称			政治団体の名称		
ア 個人からの寄附			報告年月日		平成21年4月13日	報告年月日		平成21年4月16日	報告年月日		平成21年4月13日
(寄附者の氏名)		(金額)	(住所)			(金額)			(金額)		
その他の寄附		1,000,000円									
(2) 支出の内訳											
ア 経常経費											
(ア) 備品・消耗品費		108,242円									
イ 政治活動費											
(イ) 組織活動費		11,794円									
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費		799,308円									
α 宣伝事業費		799,308円									
合計		919,344円									

(2) 支出総額	0円	(1) 収入の内訳		
政治団体の名称		ア 寄附		
報告年月日	平成21年11月9日	(イ) 寄附		
1 収入・支出の総額	500,000円	a 個人からの寄附		1,000,000円
(1) 収入総額	500,000円	合計		1,000,000円
ア 前年繰越額	500,000円	〔寄附の内訳〕		
イ 本年収入額	0円	ア 個人からの寄附		
(2) 支出総額	0円	(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
2 資産の内訳		成塚常吉	1,000,000円	鴻巣市
(1) 貸付金		3 資産等の内訳		
(貸付先)	(金額)	(1) 貸付金		
成塚常吉	5,518,840円	(貸付先)	(金額)	
		成塚常吉	3,450,000円	

政治団体の名称	成塚常吉後援会	政治団体の名称	野口克博後援会
報告年月日	平成21年11月9日	報告年月日	平成21年4月8日
1 収入・支出の総額	1,165,295円	1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	1,165,295円	(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円	ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円

政治団体の名称	なりつるか常吉市民フォーラム	政治団体の名称	野口浩昭後援会
資金管理団体の届出をした者の氏名	成塚常吉	報告年月日	平成21年4月1日
資金管理団体の届出に係る公職の種類	埼玉県議会議員	1 収入・支出の総額	22,544円
報告年月日	平成21年11月9日	(1) 収入総額	22,544円
1 収入・支出の総額	1,000,000円	ア 前年繰越額	0円
(1) 収入総額	1,000,000円	イ 本年収入額	0円
ア 前年繰越額	0円	(2) 支出総額	0円
イ 本年収入額	1,000,000円		
(2) 支出総額	0円	政治団体の名称	蓮田再生をめざす会
2 収入・支出の内訳		報告年月日	平成21年4月13日

1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円	ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **早野清後援会**

報告年月日 平成21年4月7日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **ひまわり会**

報告年月日 平成21年4月1日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **平井明美後援会**

報告年月日 平成21年4月10日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **平野あつ子後援会**
報告年月日 平成21年5月28日

1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円	ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **平松だいすけを育てる会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **平松大佑**
資金管理団体の届出に係る公職の種類 **新座市議会議員**

報告年月日 平成21年4月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	489,464円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	489,464円
(2) 支出総額	202,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳		(1) 収入の内訳	
ア 寄附		ア 寄附	
ア (イ) 個人からの寄附	389,464円	ア (イ) 個人からの寄附	389,464円
イ 個人からの寄附	100,000円	イ 個人からの寄附	100,000円
イ d 政治団体からの寄附	489,464円	イ d 政治団体からの寄附	489,464円
合計		合計	

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
平松大佑	359,464円	新座市
その他の寄附	30,000円	
イ 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
清友会	100,000円	朝霞市

(2) 支出の内訳
ア 経常経費

(ウ) 備品・消耗品費
 イ 政治活動費
 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費
 a 宣伝事業費
 合計

政治団体の名称 北都の会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 田 島 敏 包
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員
 報告年月日 平成21年4月7日

政治団体の名称 平松だいすけサポーターズクラブ
 報告年月日 平成21年4月28日

政治団体の名称 星野文男後援会
 報告年月日 平成21年4月8日

1 収入・支出の総額

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額

(2) 支出総額

(2) 支出総額

政治団体の名称 藤沼みつぐ後援会
 報告年月日 平成21年4月6日

政治団体の名称 松本たけひろ後援会
 報告年月日 平成21年4月17日

1 収入・支出の総額

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額

(2) 支出総額

(2) 支出総額

政治団体の名称 古谷松雄後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 古 谷 松 雄
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 杉戸町議会議員
 報告年月日 平成21年4月2日

政治団体の名称 古谷松雄後援会
 報告年月日 平成21年4月2日

1 収入・支出の総額

1 収入・支出の内訳

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額

(1) 収入の内訳
 ア 個人の負担する党費又は会費

(2) 支出総額

(2) 支出総額

イ 本年収入額
 (2) 支出総額

イ その他の収入
 10万円未満の収入

合計

57,459円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(イ) 組織活動費

(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費

 a 機関紙誌の発行事業費

合計

政治団体の名称 **明堂純子後援会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名 **明 堂 純 子**
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **本庄市議会議員**
 報告年月日 **平成21年5月8日**

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

 ア 前年繰越額 0円

 イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **未来宝子会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名 **稲 川 和 成**
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **川口市議会議員**
 報告年月日 **平成21年4月1日**

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 150,000円

 ア 前年繰越額 0円

 イ 本年収入額 150,000円

(2) 支出総額 150,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

 ア 寄 附

 (イ) 寄 附

 a 政治団体からの寄附

合計 150,000円

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附

 (寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

 自由民主党川口支部 150,000円 川 口 市

(2) 支出の内訳

 ア 政治活動費

 (イ) 寄附・交付金

合計 150,000円

政治団体の名称 **みんなのさいたま市をつくる会**
 報告年月日 **平成21年4月20日**

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 673,571円

 ア 前年繰越額 673,571円

 イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **村田哲一の会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名 **村 田 哲 一**
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **所沢市議会議員**
 報告年月日 **平成21年4月21日**

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 90,000円

 ア 前年繰越額 60,000円

 イ 本年収入額 30,000円

(2) 支出総額 0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

 ア 寄 附

 (イ) 寄 附

 a 政治団体からの寄附

合計 30,000円

〔寄附の内訳〕			2 収入・支出の内訳		
ア 政治団体からの寄附			(1) 支出の内訳		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	ア 経常経費	イ 人件費	ロ 光熱水費
その他の寄附	30,000円		イ 備品・消耗品費	ハ 事務所費	ヘ 合計
政治団体の名称	森泉よしお後援会	森 泉 義 夫	政治団体の名称	山木綾子を支える会	
資金管理団体の届出をした者の氏名		埼玉県議会議員	報告年月日	平成21年11月20日	
資金管理団体の届出に係る公職の種類			1 収入・支出の総額		
報告年月日	平成21年5月7日		(1) 収入総額	770,000円	
1 収入・支出の総額			ア 前年繰越額	670,000円	
(1) 収入総額	0円		イ 本年収入額	100,000円	
ア 前年繰越額	0円		(2) 支出総額	0円	
イ 本年収入額	0円		2 収入・支出の内訳		
(2) 支出総額	0円		(1) 収入の内訳		
政治団体の名称	森新一後援会		ア 寄附		
報告年月日	平成21年4月24日		ア 寄附		
1 収入・支出の総額			合計	100,000円	
(1) 収入総額	0円		〔寄附の内訳〕		
ア 前年繰越額	0円		ア 政治団体からの寄附		
イ 本年収入額	0円		(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
(2) 支出総額	0円		民主党埼玉県総支部連合会	70,000円	さいたま市
政治団体の名称	もりい真英後援会	諸 井 真 英	その他の寄附	30,000円	
資金管理団体の届出をした者の氏名		埼玉県議会議員	政治団体の名称	山下勝矢を育てる会	
資金管理団体の届出に係る公職の種類			資金管理団体の届出をした者の氏名	山下 勝 矢	
報告年月日	平成21年4月2日		資金管理団体の届出に係る公職の種類	三郷市議会議員	
1 収入・支出の総額			報告年月日	平成21年4月16日	
(1) 収入総額	877,828円				
ア 前年繰越額	877,828円				
イ 本年収入額	0円				
(2) 支出総額	766,593円				

1 収入・支出の総額								
(1) 収入総額		263,975円						
ア 前年繰越額		0円						
イ 本年収入額		263,975円						
(2) 支出総額		263,975円						
2 収入・支出の内訳								
(1) 収入の内訳								
ア 寄附								
ア 寄附								
(2) 収入の内訳								
ア 個人からの寄附								
合計		263,975円						
〔寄附の内訳〕		263,975円						
ア 個人からの寄附								
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)						
山下勝矢	263,975円	三郷市						
(2) 支出の内訳								
ア 政治活動費								
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費		263,975円						
a 機関紙誌の発行事業費		112,775円						
b その他の事業費		151,200円						
合計		263,975円						
政治団体の名称	やまびこ会	森田輝雄						
資金管理団体の届出をした者の氏名		新座市議会議員						
資金管理団体の届出に係る公職の種類								
報告年月日	平成21年4月7日							
1 収入・支出の総額								
(1) 収入総額		500,000円						
ア 前年繰越額		500,000円						
イ 本年収入額		0円						
(2) 支出総額		0円						
2 収入・支出の内訳								
(1) 収入の内訳								
ア 寄附								
ア 寄附								
(2) 収入の内訳								
ア 個人からの寄附								
合計		2,659,550円						
〔寄附の内訳〕								
ア 政治団体からの寄附								
(寄附者の氏名)	(金額)	(事務所の所在地)						
その他の寄附	30,000円							
政治団体の名称	勇政会							
報告年月日	平成21年4月2日							
1 収入・支出の総額								
(1) 収入総額		7,111,517円						
ア 前年繰越額		226,403円						
イ 本年収入額		6,885,114円						
(2) 支出総額		6,497,276円						
2 収入・支出の内訳								
(1) 収入の内訳								
ア 寄附								
ア 寄附								
(2) 収入の内訳								
ア 個人からの寄附								
合計		2,659,550円						

<p>イ 政治団体からの寄附</p> <p> b 政治団体からの寄附</p> <p> イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入</p> <p> (ア) 新春の集い</p> <p> ウ その他の収入</p> <p> 10万円未満の収入</p> <p>合 計</p> <p>〔寄附の内訳〕</p> <p>ア 個人からの寄附</p> <p> (寄附者の氏名)</p> <p> 大 島 義 信</p> <p> 清 水 勇 人</p> <p> イ 政治団体からの寄附</p> <p> (寄附者の名称)</p> <p> 自由民主党堺玉県南第六区第一支部</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経 常 経 費</p> <p> (ア) 人 件 費</p> <p> (イ) 光 熱 水 費</p> <p> (ウ) 備品・消耗品費</p> <p> (エ) 事 務 所 費</p> <p> イ 政治活動費</p> <p> (ア) 組 織 活 動 費</p> <p> (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費</p> <p> a 宣 伝 事 業 費</p> <p> b 政治資金パーティー開催事業費</p> <p> (ウ) 調 査 研 究 費</p> <p> (エ) その他の経費</p> <p>合 計</p>		<p>800,000円</p> <p>3,425,000円</p> <p>564円</p> <p>6,885,114円</p> <p>(住 所)</p> <p>さいたま市</p> <p>さいたま市</p> <p>(事務所の所在地)</p> <p>さいたま市</p> <p>1,320,000円</p> <p>85,814円</p> <p>331,798円</p> <p>912,508円</p> <p>1,193,116円</p> <p>2,603,273円</p> <p>151,197円</p> <p>2,452,076円</p> <p>33,647円</p> <p>17,120円</p> <p>6,497,276円</p>	<p>報告年月日 平成21年6月29日</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p> イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>ア 寄 附</p> <p> (ア) 寄 附</p> <p> a 個人からの寄附</p> <p> b 政治団体からの寄附</p> <p> イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入</p> <p> (ア) 深谷地区龍の会セミナー開催事業</p> <p>合 計</p> <p>〔寄附の内訳〕</p> <p>ア 個人からの寄附</p> <p> (寄附者の氏名)</p> <p> 久 喜 邦 康</p> <p> 兒 玉 清 則</p> <p> 坂 本 キ ャ 子</p> <p> 原 清</p> <p> 吉 田 利 男</p> <p> 高 橋 嬰 治</p> <p> 小 泉 徳 夫</p> <p> 藤 田 嘉 弘</p> <p> 細 川 洋 一</p> <p> イ その他の寄附</p> <p> イ 政治団体からの寄附</p> <p> (寄附者の名称)</p> <p> 平沼会</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経 常 経 費</p>	<p>33,844,978円</p> <p>15,704,978円</p> <p>18,140,000円</p> <p>29,447,646円</p> <p>5,230,000円</p> <p>3,000,000円</p> <p>9,910,000円</p> <p>18,140,000円</p> <p>(住 所)</p> <p>秩 父 市</p> <p>秩 父 市</p> <p>秩 父 市</p> <p>大里郡寄居町</p> <p>大里郡寄居町</p> <p>本 庄 市</p> <p>東京都中野区</p> <p>東京都練馬区</p> <p>兵庫県宝塚市</p> <p>2,690,000円</p> <p>(金 額)</p> <p>3,000,000円</p> <p>(事務所の所在地)</p> <p>東京都千代田区</p>
--	--	---	---	--

(イ) 人件費	131,334円
(ロ) 備品・消耗品費	554,806円
(ウ) 事務所費	822,642円
イ 政治活動費	
(イ) 組織活動費	70,000円
(ロ) 機関紙誌の発行その他の事業費	4,868,864円
a 宣伝事業費	3,206,174円
b 政治資金パーティー開催事業費	1,662,690円
(イ) 寄附・交付金	23,000,000円
合 計	29,447,646円

政治団体の名称 渡辺いわおます会
 報告年月日 平成21年10月6日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	407,000円
ア 前年繰越額	267,000円
イ 本年収入額	140,000円
(2) 支出総額	93,600円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	60,000円
イ 寄 附	(120人)
(イ) 寄 附	
a 政治団体からの寄附	80,000円
合 計	140,000円

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附	(金額)	(事務所の所在地)
(寄附者の名称)		
民主党埼玉県総支部連合会	80,000円	さいたま市
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費		

(イ) 備品・消耗品費	48,600円
イ 政治活動費	
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	45,000円
a 宣伝事業費	45,000円
合 計	93,600円

政治団体の名称 わたなべ利文後援会
 報告年月日 平成21年5月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 渡辺春雄後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 渡 辺 春 雄
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 坂戸市議会議員
 報告年月日 平成21年9月7日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	686,356円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	686,356円
(2) 支出総額	686,356円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄 附	
(イ) 寄 附	
a 個人からの寄附	440,356円
イ その他の収入	
(イ) 渡辺春雄退職祝会	246,000円
合 計	686,356円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
渡辺 春雄	440,356円	坂戸市
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費		
イ 備品・消耗品費	43,500円	
ロ 政治活動費		
ハ 組織活動費	285,759円	
ニ 選挙関係費	350,147円	
ホ 機関紙誌の発行その他の事業費	450円	
ニ ^a その他の事業費	450円	
ヘ 調査研究費	6,500円	
合計	686,356円	

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)